

令和5年11月犬山市議会定例議会会議録

第3号 12月6日（水曜日）

◎議事日程 第3号 令和5年12月6日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ヒアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼 靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿 真君
統括主査	松澤一悦君	主査補	高橋万祐子君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木 衛君
都市整備部長	森川圭二君	都市整備部次長	丸井良修君
経済環境部長	中村達司君	教育部長	長谷川 敦君
子ども・子育て監	小幡千尋君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田隆行君	経営改善課長	兼松光春君
総務課長	舟橋正人君	情報政策課長	上原敬正君
防災交通課長	伊藤 修君	福祉課長	山本直美君
福祉課主幹	奥谷雪江君	保険年金課長	舟橋きよみ君

健康推進課長	西村 岳之君	都市計画課長	高木 誠太君
都市計画課主幹	一柳 佳誉君	土木管理課長	吉田 昌義君
産業課長	山崎 直人君	観光課長	小池 信和君
文化スポーツ課長	坂野 隆幸君	歴史まちづくり課長	加藤 憲夫君
消防総務課長	村山 弘泰君		

午前10時00分 開議

◎副議長（岡村千里君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎副議長（岡村千里君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。10番、玉置幸哉議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、創犬会、玉置幸哉でございます。改めまして皆さんおはようございます。議長にお許しを頂きました3件の質問について、順次進めてまいりたいと思っております。

件名1、山の田公園と勤労青少年ホームについてであります。

要旨1、勤労青少年ホームの稼働についてであります。

先日、名古屋市役所で、名古屋市緑政土木局緑地事業課の課長と係長に、名古屋市が、Park-PFIを活用して整備された鶴舞公園、久屋大通公園、名城公園について学んでまいりました。

当市でも、公園については、この議会で岡議員、久世議員、その中でも久世議員の令和4年10月の一般質問で、当市の考えが示されたと認識をしております。

Park-PFIを活用すると、民間企業としては売上げが必要になりますので、より多くの集客が要ります。そうしたときに、山の田公園に隣接する勤労青少年ホームと体育センターも、一体的に整備が必要になると考えます。

本年、令和5年3月に犬山市の都市計画マスタープラン緑の基本計画の中、39ページ、市民アンケートの結果にも、公園にカフェや移動販売車などが出店できるようにする。これは3番目に多い回答でした。1番目が、休憩所やトイレ、遊具などを充実させてほしい。2番目が、除草、剪定、清掃活動などの管理を充実させてほしい。

それを受けて、市の考え方としても、重点施策の4として、都市公園等の魅力向上に向けた官民の連携ということで、官民対話を通じた対象公園のポテンシャル把握、実現可能な事業スキームの検討、プロポーザルによる事業者の公募の実施、Park-PFIや設置管理許可制度等による民間活力を導入した公園施設の再整備ということで、上位計画のほうにも

示されております。

本年2月、鈴木議員も、この勤労青少年ホーム、質問されており、老朽化をしているなど、施設の在り方と周辺のスポーツ施設とともに、一体的な施設のネーミングライツも必要だねというような答弁もあったように記憶しております。

そこで、現状の青少年ホームと体育センターの稼働状況について、まずは答弁をいただきたいと思っております。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） おはようございます。それでは、ご質問にお答えします。

犬山市勤労青少年ホームは、働く青少年の福祉の増進と勤労意欲の向上を目的に、昭和49年5月に開館した施設です。また、勤労青少年ホームに隣接している体育センターについては、昭和55年4月に開館しており、当初は勤労者の余暇の活用を図る体育施設として整備されましたが、社会環境の変化とともに、子どもから高齢者まで幅広い市民の皆さんがスポーツに親しむ施設として利用いただいております。

利用実績につきましては、勤労青少年ホーム1階の軽運動場は太極拳やダンスなど、2階の講習室ではパソコン教室、3階の和室と会議室では、茶道やヨガ教室、各種の会議など幅広い利用をいただいております、令和4年度の利用人数は延べ1万6,317人、体育センターの利用実績については、バレーボールやバドミントン、バスケットボール、卓球など、様々なスポーツに利用いただいております、令和4年度の利用人数は、延べ2万584人となっております。

◎副議長（岡村千里君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。勤労青少年ホーム、年間で1万6,317人、365日で割り込むと1日で44.7人になります。体育センターは年間で2万584人、これも365日で割り込むと、56.4人というふうになっています。合わせると、約1日で100人ほどの市民の方がこの両施設を使っていることが分かりました。当市の様々な施設を見てみても、これは利用が高いほうだと、平日の利用もすごく私は高いほうだと思っています。

そこで、要旨2つ目のほうに入ります。山の田公園P a r k - P F I 導入についてであります。

名古屋鶴舞公園の規模と山の田公園の規模を比べたら、違いは大きいです。しかし、今話しましたように、スポーツ施設と公園が一体となっている当市にとっては貴重なこれ施設だというふうに思っています。野球場では、土日はソフトボール、少年野球、平日は地域の市民がグランドゴルフで利用されています。

テニスコートも土日の利用率も高いですが、平日も4面ほどは大体埋まってるのかなというふうな確認も取れております。

サウンディング調査の結果、今日、資料を用意しておりますけれども、資料の2ページ目になりますが、E社ということで、山の田公園の周辺の施設を一体的に整備、P F I というふうに出ておりますが、結果、E社、事業スキームとしては、P a r k - P F I と指定管理を掛け合わせてはという提案をされています。そのことについて、確認の意味で詳しくご説明

をいただきたいと思います。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

令和4年度に行った都市公園等魅力向上に向けたサウンディング型市場調査については、山の田公園を含む市内主要8か所の公園を対象として実施しました。

令和4年度10月議会で、今、玉置議員からもお話がありましたとおり、久世議員の一般質問でも答弁しておりますが、この調査では、市内の主要公園において、民間事業者から利用促進、管理運営、再整備、この3点について自由な提案を募集したこともあり、民間事業者から見た当市の公園の状況や、行政が行う公園施設事業に参画する上での考え方を提案いただきました。

参加された事業者からは、当初の公園は、民間連携の場としては規模や商圈が小さいことや、事業化には公園という場所を生かした特色や立地条件が必要なことが確認できました。

また、Park-PFI制度導入については、カフェやレストラン、アウトドア施設などを最初から民間が投資するのではなく、魅力ある公園施設を行政負担において整備した上で、そこに民間が収益施設を造ることで、より魅力を向上させるという手法でなければ、民間事業者の参入が難しいことが確認できました。市としましても、財政負担が前提となります。

なお、ご質問の山の田公園については、1社から提案がされており、その内容は、事業スキームは、Park-PFIや指定管理で、コンセプトは「誰もが心身ともにヘルシーになれる公園」とし、工業団地の中という立地条件から、働く人がリラックスできる空間、市民が健康増進できる空間として、利活用を図るというもので、勤労青少年ホーム、山の田公園周辺の運動施設も含めて、施設の改修管理も含めたPark-PFI手法を考えてみてはという基本提案を頂いております。

◎副議長（岡村千里君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。今日の資料ですね、1枚目のほうにPark-PFI、これは名古屋市の鶴舞公園のほうの整備計画の概要ということで、事業のほうを頂いてきたものの抜粋です。

先ほども僕も言いましたけども、規模が違うので、全く同じような形態にはならないけども、スポーツ施設、また公園、また会館ということで、3つの施設があり、いいんではないかなと。その場所を示したものは、資料のほうに、これグーグルマップのほうをちょっと活用させていただきまして、赤字でずっと囲わさせていただいてますけども、全体で2.8ヘクタールの公園だというふうに聞いておりますので、これはいいなと。

そこで、久世議員の令和4年の一般質問の中で、一気にやっていくのは久世議員も難しいんじゃないかなということと言われ、答弁の中でも、一気にやるのはやっぱり難しいので、どこかモデルを作りながらやっていきたいねというような答弁があったようにも思っております。

そういう中で、青少年ホーム、体育センター、市民の皆さんにも多くご活用いただい

ますので、再質問として、私はこのP a r k－P F Iをこの場所でやってみてはというふう
に提案をしますが、いかがでしょうか。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

議員ご質問の勤労青少年ホームを含めた区域で、P a r k－P F I手法を活用してはとい
う提案については、先ほども答弁したとおり、市の財政負担がかかること、また、この区域
は、工業専用地域として用途指定されており、店舗、飲食店は、建築基準法で建築できない
こと、加えて、現時点で野球場やスポーツ施設の改修計画がないことから、実現性がないも
のと考えています。

◎副議長（岡村千里君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 実現性がないという答弁を頂きましたので、ちょっと質問はしませ
んが、ちょっと思いの丈を述べさせていただきます。

今、理由の中で、市の財政負担がかかること、工業専用地域なので、用途を指定されてい
て、店舗、飲食店は建築基準法では建築できない、野球場やスポーツの施設の改修計画がな
い、この3つで私が提案していたことは、なかなかできないねということをお答弁で言われ
ております。

私も、今回、質問するに当たり、久世議員の先ほどの質問の中の答弁で、市としてはモデル
になっていくところを探していきたいというような答弁があったので、自分としても、各
地域を回りました。どこが適地かなと、犬山市の中で。そして民間としても市場性がある
ところを探さなければいけないということは、やっぱり平日も人がいなければいけない。休日
もそうです。でないとやっぱり民間の人は手を挙げてくれないので、調査しました。調査し
て、名古屋のほうにもやっているとところにレクチャーも受けてきました。提案をしたんです
けど、ちょっとかなりがっかりです。

加えて、今回のできない理由のもう一つとして、建築基準法で、工業専用地域の指定場所
の話も出ました。当然、このことは私も出るだろうなと思い、自分なりに研究していました。
平成28年6月に、国土交通省から各都道府県に宛てた事務連絡で、建築基準法第48条第12項
の規定に関する許可運用について出ております。

工業専用地域におけるコンビニや食堂など、従業員の利用のための必要な施設については、
個別の状況に応じて、工業の利便を害するおそれがないように配慮しつつ、建築を認めるこ
とができる。調べてみました。今回、私としては細かく提案をすれば、今の山の田公園の駐
車場のところに、そういった商業施設を造るというふうにも思っていましたので、いわゆる工
業の利便を害するおそれはないというふうにも思っていましたし、今の工業団地の中には何
もありません。コンビニもありません。なので、やっぱり工場に勤めている従業員の方が、
やっぱり何か買うという場所には一番適しているのではないかなというふうにも思ってい
たんです。

また、体育センターや山の田公園の夜間照明の老朽化が進んでいることを先ほども申し

したが、それは市としてもやっぱり整備をしていかないかんというような答弁もありますので、いやこれは全てが整っているんで、これはいけるんじゃないかなというふうに思っていました、撃沈でした。

当局はもっとよりよい適地と、もっとすばらしい事業が多分提案されてくるんであろうなというふうに私は今思っています。山の田公園の一带のP a r k - P F Iの手法の提案は実ることがありませんので、今後出てくるであろう当局の提案をしっかりと見ていくとともに、私も、他の公園で資金が余りかからない方法を模索し、近隣市町から大きく遅れを取っている公園整備については、これでこの質問は終わり、次の質問に入りたいと思います。

件名2、庁舎内の業務改善についてであります。

要旨1、職員数は充足をしているのか。

6月議会で時間外の問題やメンタル不調による休業している人の問題など、長期に休んでいる人の数を捉えて議論をしております。年間で20人弱の職員が病気休暇や病気休職となっていることが分かっています。

そういった中で、直近ですね、振り込み先のミスや帳票の動き、加えてやらなければいけなかったことをチェックせずに、ミスにつながったこと。令和4年から令和5年で、私はヒューマンエラーが多くなってきてるなという感じがしています。

そこで気になるのが、年間20人ほどの職員がお休みしていると、病欠しているという中で、それぞれの職場の職員、充足しているのかな、大丈夫なのかなというふうに思いますので、改めてその点を確認させてください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

本市における職員数は、人口1万人当たり71.34人であり、類似団体の市平均が75.71人のため、類似団体と比較すると、職員数は30人程度少ない状況です。

今年度においては、これまでに病気休職となった職員は10名、病気休暇を取得した職員は21名おり、前年度1年間に病気休職となった職員の7名、病気休暇を取得した職員の23名と比較すると、休職・休暇を取得した職員は増加傾向にあります。

育児休業、育児短時間勤務、部分休業を含め、フルタイムで勤務しない職員の数は、今年度に入り、これまでに78名で、全体職員数の13.6%を占めています。

今後においても、少子化対策に伴う育児休業等の取得を促進していくため、育児休暇を取得するなど、フルタイムで勤務しない職員は増加していくものと考えています。

育児休業を取得している職員については、フルタイム会計年度任用職員の雇用で対応していますが、復帰時期は未定な病気休職者、病気休暇者や、朝夕の時間に休暇を取得する育児短時間勤務、部分休業を取得する職員については、その時間を埋めるパートタイム会計年度任用職員を募集しても応募者が集まらないため、他の正規職員の時間外勤務等で対応している状況です。

休業する職員が出たり重なった場合は、他の職員が担う仕事が一時的に業務過多になるな

ど、職場環境が悪化することは認識しています。多忙化が結果として、ヒューマンエラーにつながる可能性を高めることも否めません。

職員数については、時間外勤務時間数や年次有給休暇の消化数なども参考にしながら、各課の業務に見合った人員配置とするため、業務量や市民ニーズへの対応も考慮しながら、市役所全体の職員を増員していくことも検討しています。

これと並行して、顕著に育児休業等の取得が多い保育士においては、フリーの正規職員の保育士を置くなどして、多忙化の緩和に努めており、他の職種においても、定期的、定型的な業務については委託化を図るなどして、職員が充足するよう努めていきます。

◎副議長（岡村千里君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。やはり増加傾向にあるし、またそれを補うために、人を募集してもなかなか集まらないなど。そういったところはやっぱり正規の方の時間外などで補っていくしかないというような答弁でありましたので、やっぱり少し仕事はかぶっている職員もいるのかなというような状況で受け取りました。

要旨2番目、仕事のデジタル化についてであります。

令和5年6月議会で、久世議員がA Iに触れて提案もされています。私たちが先日、江南市にて、4年ぶりに開会をされました尾北五市議会議員合同研修会で、無理しない自治体D Xについて、兵庫大学の宮崎教授の講演を聞き、なるほどなというふうにも感じていますし、我々、犬山市議会でも議員研修として、そういった類の研修をしていこうと、企画しております。その中であった話としては、基本的に楽になる方向へ社会は動いていると、楽は悪ではないと、仕事は高度な技を競う競技ではないと。

当市としても、ここまで様々な業務改善をされたり、6月1日から生成A Iの試行運用も始められていますので、その成果がどうで、これから庁内の仕事がどのようになっていくのか答弁を頂きたいと思います。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

今年6月議会での久世議員への一般質問答弁や、8月25日の全員協議会で報告した内容と重複する部分がございますが、お許してください。

生成A Iに対する理解を深め、業務の効率化や業務上での活用方法を具体的に検討することを目的として、6月1日から、先ほどお話しいただきましたが、7月31日までの間、全ての課を対象として試行運用を実施しました。

実施に当たっては、個人情報、機密情報の流出リスクをなくすため、業務用ネットワークL G W A Nから切り離された専用パソコン22台で、対話型生成A I、B i n gを試行的に導入しました。

このB i n gを採用したのは、出力結果に出典元をつけて回答してくれるため、結果の正確性や著作権等について、チャットG P Tよりも調査しやすいツールと評価したからです。

試行期間の利用結果として、窓口業務で想定される質問へ回答や、先進事例の情報収集の

ほか、資料の要約などで利用されました。

利用の結果、先進事例の検索などでは、所要時間の短縮が図れたという感想があった一方、一般的な回答しか取得されなかった、間違った回答結果だった、回答が取得されなかったなどという感想や、自席で使えれば業務に大いに役に立つと思うという7課27件の意見がありました。

この結果を踏まえ、8月21日から9月22日までの間、約1か月間、LGWANと接続した全職員の自席パソコンで、現在運用中のビジネスチャットツールLOGOチャットに、チャットGPTの機能が付加された生成AIを追加使用するとともに、合わせて、情報政策課職員による操作研修会も実施することで、職員のさらなる活用促進を図りました。

この1か月間では、利用回数740回、使用した文字数45万580文字となり、利用後のアンケートでは、「生成AIは仕事の効率向上や作業時間の削減に貢献できると思う」が約70%あり、約73%の回答者から、「今後も生成AIを継続利用したい」との回答を得ました。

また、今後の業務活用例を尋ねたところ、文書の要約、文書や資料の作成、情報収集や挨拶文案の作成、アンケート結果の集約などの意見がありました。

ただ、生成AIは事実に基づかない誤った情報を生成する現象があるため、生成AIの出した回答をそのまま業務に使用せず、必ず職員が確認する作業が発生することは課題と認識しています。

こうした意見や生成AIの特性を考慮しながら、生成AIの使用をさらに推し進め、効率化だけでなく、施策を企画や構築していく過程で、有効な手段やツールとして当たり前業務活用ができるよう、取組を進めてまいります。

◎副議長（岡村千里君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。やっぱり一定の成果というか、仕事に結びつくなどというような僕も感想は受けました。

1つ再質問させてください。

市として業務改善をどのように今もやっていくのかということを知り、現在は、それぞれの担当課で様々練り上げていただいて、その後、情報政策課と調整をされているように僕は今、認識をしております。

先日聞いた講演で、DXを進める上で、どうしたら進められるのかというご質問がその場でありましたので、その回答を聞いていました。日常の業務をしながらDXを進めていくのは困難だろうと、やっぱり通常の業務があって、改善をその人がやっていくというのはなかなか難しいねと。DXを進められる人を採用するのが一番よいという、その教授の回答でした。僕もそうなんだろうと。今の庁舎内の仕事を見ているとそうなんだろうと同感しております。

DXを進めるに当たり、そういった専門的な人を採用する必要があるというふうに私は提案をしますが、そのことについてのお考えを再質問として、お聞かせいただきたいと思えます。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

ただいま玉置議員がおっしゃったような形で、これまでも本市は情報政策課が原課と一緒にDXを進めてきました。こういった情報政策課の方はDXに関して、担当課職員からの要望というものを形にしたり、情報政策課のほうで収集した情報、アイデアを各課に提案して、ツールの導入を行うなど、各課の取組を支援、運用補助を行いながら、市役所全体の底上げを図っているという状況です。

事例を挙げさせていただきますと、若手職員の企画提案事業からスタートしました子ども未来園の園児の登降園の管理や、保護者への情報発信を行う保育事務の管理アプリの導入であったり、職員がシステムを繰り返し入力する業務において、入力作業を自動化するRPAの導入、これなんかまさにそういったものだと思います。それから、帳票の自動読み取りシステム、AI-OCRの導入など、情報政策課が提案し、支援を行いつつ、業務の改善を図っているという状況です。

デジタルやICTは、問題を解決する手段にしかすぎないため、DXを推進するためには、職員個人の意識向上や知識の習得が重要です。議員が提案いただきました専門人材の採用については、そういった面は確かにありますが、なかなか現実的には難しいと考えます。専門家を講師やアドバイザーとして招聘し、DXの推進や業務改善のアイデアを今頂いている状況ですので、引き続き職員の意識向上や知識の習得に努めていきたいというふうに考えています。

◎副議長（岡村千里君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。今までも様々な取組を進められているなどというのは理解はしました。しかし、先ほども申したように、やっているんだけどヒューマンエラーがやっぱり目立つねというところがあります。なかなか帳票もすごい量があると、何万枚というような感じだと思っていますんで、そういった一つ一つのミスを我々が全部見て全部言えるのかというと、そうでもないと思いますので、やはりそういったところが何かシステム的にチェックができるほうが、やっぱりエラーもなくなってくるのかなという感じはしました。

そこで、再々質問、最後にですけれども、この自治体DX進めることは不可欠だというふうに私は思っていますが、市長としてお考えをお尋ねをします。お願いします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 玉置議員の再々質問にお答えをいたします。

DXの推進は、技術や社会の変化を力にして、今よりこれからの生活の資質と価値を高めるものだと思います。だから、デジタル改革は必要です。

その考えで、生成AIの試行運用を始めました。その始めた理由は何かというと、生成AIの最新の技術によって、職員の業務効率化で負担軽減が本当に減るのかどうか、また仕事の可能性が広がるかどうかの検証と判断をするためです。そこから、市の職員に仕事の余裕

ができて、市民皆さんに寄り添うことにつながって、市民皆さんに喜んでいただける市民ファーストの犬山づくりにつなげていきたいという思いから始めました。そこで玉置議員が言われる、これからのDXがどうあるべきか。

DXの推進は、それぞれの担当者に任せればいいわけではありません。もっと言うと、詳しい人がやればいいわけでもありません。課長はじめ管理職が変わる勇気を持たなければならぬと思っています。ただ、名ばかりのデジタル改革にならないためにです。

もっと言うと、市役所内だけでデジタル化が進めばいいか、そうではないと思っています。市民を巻き込んでいかなければなりません。市民につなげていかなければなりません。犬山市全体にDXを溶け込ませていく必要があると思っています。

一方で、市役所がデジタルと一緒に進めようとする、それはできない、それは難しいと、デジタル弱者である高齢者の方を中心に拒否反応が起こることが想定もされます。

でも、今や高齢者皆さんは、スマホを自由に取っています。例えば、お孫さんの写真のやり取りです。できないと思いついてただだと思っています。総務省のデータによれば、スマホやガラケーを持っている70代の高齢者の方は約80%になります。その中でもスマホを使っている方は60%いると数字が示しています。だから、十分に市民皆さんと取り組んでいくこともできるし、デジタルを推進することで、さらなる広がりや可能性があるんだと思っています。

また、子どもや教育につなげていくことも重要だと考えています。市民皆さんにデジタルを身近に感じてもらうために、分かる、見える、届くデジタル改革が必要だと思っています。

そこで、市役所をはじめ、犬山市全体でデジタル改革を進めることを宣言として掲げていきたいというふうに思っています。ネーミングは「わくわくデジタル改革」とか、分かりやすくなじみやすく、親しみやすい工夫も必要だと思っています。

行政運営のためだけのデジタル推進じゃなく、市民サービスや関係人口を巻き込む、つなげていくデジタル改革に取り組んでいきたいというふうに思っています。それにより、今ある社会課題に対処できて、デジタルを取り入れた持続可能な犬山づくりを創出していきたいと思っています。

以上です。

◎副議長（岡村千里君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 市長、答弁ありがとうございます。分かる、見える、届く、市民ファースト、私も本当にそのところは同感です。

やっぱりミスが1個生じると、その対策、対応で仕事が増えて上乗せになる。そうすると業務量というのはどんどんかさみますので、よりやっぱり仕事量というのが、職員にとって負担になっていくというふうに思いますので、市民を巻き込んだそのデジタル改革、市長宣言するというのでありましたので、私も議会としてもやっぱりこれは進めていくべきだなというふうに認識をしております。ありがとうございました。

それでは、件名3、木曾川うかいについて、要旨1、船頭の育成についてお尋ねをします。

木曾川うかいには船頭の育成が欠かせないということで、当市では平成25年度から犬山農芸が船頭見習いとして訓練を受け、育成に努めてきたと認識をしています。

国の交付金でもある地方加速化交付金や地方創生推進交付金なども活用して実施した時期もあったと記憶もしています。国の交付金がなくなった後、令和2年度からは市税を投入し、船頭育成を引き続き行っているかと思います。

交付金申請時に作成した地域作成計画の目標値では、事業開始前ゼロ人だったものが2020年には3人、2021年では3人プラス3人となっています。地域再生計画に記載の事業内容としては、伝統漁法を守る若き船頭を育成するため、木曾川観光株式会社のベテラン船頭が指導員となり、船の舵を取る責任者とともに乗り候補生を育成する。また、既に市内若手農業者団体犬山農芸が昼は農家、夜は船頭として活躍をしており、その若手船頭が先輩指導員として、若手見習い船頭をともに乗りの助手、中乗りとして育成する。合わせて、市観光協会と連携し、日本の伝統漁法である木曾川うかひの魅力を強力にPRし、外国人観光客を積極誘致し、将来的には若手船頭が増加する外国人観光客へのおもてなし対応力を高め、インバウンド事業の取組を図るといふように記されています。

船頭という特殊な技術を必要とする仕事の育成事業は、一筋縄ではいかない、長きにわたるものと理解をしておりますが、ここまでの育成状況と実績を確認の意味でお願いをします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

本市では、安定したうかひ事業の体制構築のため、平成25年度から、鵜匠が乗る鵜舟の船頭育成事業を実施しています。具体的には、一般社団法人犬山農芸に所属する若手農業者が担い手となり、これまで様々な方法で訓練を実施してきましたが、市としては、鵜飼本番で実際に操船しながら、ベテラン船頭の指導を受けるという形と、オフシーズンに訓練のみを実施する形で育成事業を進めてまいりました。

また、平成28年度から令和元年度までは、国の交付金を活用するなどして事業を進め、令和2年度以降は、市単独の予算により育成を継続しております。

直近の令和4年度における育成事業に係る事業費は、船会社である木曾川観光株式会社に委託しているベテラン船頭の派遣に係る費用として、延べ312名で約316万円、木曾川うかひ期間終了後の11月及び12月に実施した訓練に係る費用として、延べ105名で、約107万円、合計で約423万円となっております。

訓練の成果として、現在は5名のとも乗り合格者と2名の中乗り合格者、今年9月から訓練を開始した新人船頭1名の計8名にて、鵜舟の操船を担っており、人員の数としてはおおむね賄うことができる状況になってまいりました。

ただし、風の強いときや川の流れの速い日など、刻々と変化する自然状況に臨機応変に対応する力を養うためには、引き続き、ベテラン船頭による指導が必要と考えており、次年度以降も育成事業を継続していきたいと考えております。

◎副議長（岡村千里君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。なかなか一筋縄ではいかないんだなど、急激に増えることもないですし、やっぱり木曾川という川の特長で暴れ川であり、深さもあ

ると。昨年度、建設経済委員会で長良川鵜飼をちょっと視察に行つてまいりました。あそこは穏やかなんですね。川も浅いということで、いろんな船頭の方がお見えになりましたんで、でも、それと比べると犬山市は比べられないなというようなどころはありましたが、少なくとも船頭育成に10年ぐらいかかっている、費用もやっぱりそれなりにかかっているなということが分かりました。

当市としては、船頭の育成事業は、鵜舟の船頭を育成するというものであるということは、皆さんもご承知だというふうに思いますし、そうすると、主に指導は木曾川観光のベテランの船頭がやっていると。受けているのは犬山農芸の若い人たち。しかしながら、木曾川うかいを観光のコンテンツとしていくには、今、市が守る1,300年の伝統漁法と、木曾川観光株式会社が運営する遊覧船のセットが、これが観光につながっていくんだらうというふうに思っています。

しかし、今年度聞こえてくる声として、船頭が足りないから船が出せないとか、予約を断つたということが聞こえてきたのですが、要旨2番目としまして、このことに対して、理由があればお聞かせを願いたいと思います。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

先に述べたとおり、鵜匠が乗る鵜舟を操船する船頭は、これまで国の交付金も活用するなどして育成を進めてきております。訓練途中で離職する船頭もおり、入れ替わりもあるため、常時安定している状況ではありませんが、人員数としてはある程度整ってきております。

一方、鵜舟の周りで鵜飼を観覧する屋形船の船頭の数も年々少なくなっているという状況です。

屋形船の運営は、民間の船会社である木曾川観光株式会社であるため、確認したところ、近年、船頭の高齢化による離職が多く生じる一方で、新規の担い手がなかなか見つからず、結果として船頭の数も減少しているという状況です。離職については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあったと聞いております。

このため、令和4年度以降、船頭不足が理由として船が出せないという状況も見られ、予約をお断りすることもあると聞いており、今まさに大きな課題として顕在化している状況です。

◎副議長（岡村千里君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。課題がやっぱり分かってきました。

その中で再質問いたしますが、当市は船頭育成に多額の税金を投入していると、鵜舟、船頭の育成のために投入した結果、ある程度整いつつあるということですが、一方で、観覧する船を出す民間事業者のほうの船頭が不足して、やっぱり船が出ていかないと、出船できないというふうに考えると、木曾川うかい事業全体として安定した状態にはならないんじゃないかなというふうに思います。この先を思うと、非常に危ういなと。

また、指導しているほうが、そっちの船頭が足りなくなってくるというのが、何かおかし

いなというような感じも受けて取れます。

そのことを市としてどのように受け止め、今後、木曾川観光とはどのように協議をしていくのか、再質問でお尋ねします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

鵜飼を観覧する屋形船の所管は木曾川観光株式会社であるため、市が直接運営するものではありませんが、木曾川うかい事業は伝統漁法の保存継承だけではなく、観光鵜飼としての位置づけもあります。

市内産業及び観光の活性化の観点から、屋形船の運航と鵜飼は不可分の関係にあります。このため、船頭不足という喫緊の課題に対し、関係者が集まり、定期的に開催する定例会議の場で課題を共有しており、対応策についての意見交換や議論を行っているところです。

本市としましても、この課題を市全体でしっかりと受け止めた上で、積極的に助言、提案を行い、少しでも状況が改善され、観光鵜飼としての木曾川うかいが継続できるよう、緊密に協力してまいります。

◎副議長（岡村千里君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございました。やっぱり緊密にやっていく必要は私は本当にあるなど、大きな課題だと思います。

ここで、要旨1点目、2点目をまとめて、要旨3点目として、今後の木曾川うかいについてということで質問させていただきます。

当市は木曾川河畔空間整備基本構想まとめられて、地域の方々とも対話を重ねられております。そんな中で、木曾川うかいも私は河川空間活性化のための大事なコンテンツだというふうに思っています。今回、この質問するに当たり、木曾川観光の役員の方とも意見交換をしてきました。取り巻く環境は厳しいと、役員の担い手も、そして船頭の確保、企業としては大きな課題があると。しかし、木曾川うかいは、犬山市にとっては大切な資源であり、なくしてはいけないというふうに熱く語られてもいました。

そこで、犬山市として、今後、うかい事業をどうするのか3点お聞きします。

- 1、改めて木曾川うかい事業についてどう考えるのか。
- 2、船頭の成り手の門戸を、犬山農芸に限らず広げないかと。

3点目です。木曾川河畔の活性化に対する提案ですが、今年度、ふるさと納税が厳しいというふうに聞いておりますが、そこで河畔を活性化させるような体験型メニュー、例えば、鵜匠の体験や船頭の体験、こういったメニューを作り、返礼品に入れてはどうかということで、3点提案をしますが、ご意見を聞かせてください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

1点目として、木曾川うかいは1,300年の歴史を持つ伝統漁法であり、先に述べたとおり、市内産業を活性化させる観光コンテンツとしても非常に重要です。今後も伝統の保存と活用の両面で絶対に継続し、次代につないでいく必要があると考えています。

2点目、船頭の確保についてですが、鵜舟の船頭は、現在は一般社団法人犬山農芸が若手農業者を取りまとめ、船頭を確保していますが、今年度新たに加入した新人船頭は、農業に従事しておりません。従前から、農業者であることや、犬山農芸に所属していることが要件ではありませんので、今後も様々なチャンネルにより適切な人材を見つけられるよう、引き続き確保に努めてまいります。

また、屋形船の船頭については、もともと犬山農芸からの供給ではないため、木曾川観光株式会社にて随時、幅広く募集している状況です。すぐに多くの船頭が見つからず、厳しい状況が続きますが、本市も鋭意協力しながら、人材の確保に努めてまいります。

3点目、鵜飼に関する体験型メニューを造成し、ふるさと納税返礼品としてはどうかについてですが、当市のふるさと納税につきましては、いろいろな機会でお伝えしているように、総務省のレギュレーションの厳格化により苦戦を強いられています。

そうしたことから、木曾川うかいや遊覧船に関する返礼品が開発されることは、本市の返礼品の充実の点からも、大変喜ばしいことだと捉えております。

河畔を舞台に体験メニューを造成してはどうかというご提案についてですが、鵜飼の魅力を多くの人に知っていただき、ブランド力と価値を高めること、そして新たなコンテンツ造成により消費を増やすことは、木曾川うかい事業全体において重要な視点であると考えます。

一方、鵜匠や船頭の仕事を体験することに関しては、本来のうかい事業の運営に支障にならないこと、体験メニューを造成した上で、募集から現場での受入れと調整、生産までを担うコーディネーターが必要であること、実施に際しての安全性を確保する必要があることから、実現に当たってはハードルも多くあります。

しかしながら、議員ご提案のとおり、木曾川河畔で様々な体験を楽しむことができ、河畔全体の魅力を高めることは大変重要です。そうした観点から、現在は木曾川観光と連携し、遊覧船を活用した高単価の商品造成を進めております。

木曾川河畔の魅力を高め、新たな消費を喚起できるよう、木曾川観光株式会社と協力しながら、体験メニューの造成に努めておりますので、ふるさと納税の返礼品としての展開についても検討を進めてまいります。

◎副議長（岡村千里君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。提案をしたふるさと納税の返礼品について、木曾川観光と協力しながら検討を進めていきたいと、非常に重要な視点だと思っていますし、今やっぱりふるさと納税は犬山市、厳しいですので、ただ新聞紙上でも、宿泊者に関するふるさと納税使えるよということで、畑議員がたしか提案をされたことが、そういう形になってきたということで、やっぱり先に先に手を打っていくことにより、カバーできる部分があるんじゃないかなというふうに認識をしております。

本日ちょっとと言及はしませんでした。実は鵜匠さんも同じ年代の方が3名ということで、10年後、本当にどうなるのかな、鵜匠さんはもっと僕は長い期間、訓練が必要になると思

ますので、そのことについては今後また当局の皆さんとも議論をしながら、私たち議会の中でも建設経済委員会でも、今年度調査事項として、この河川空間のことについても調査事項に入っておりますので、我々としても議論をしながら、当局の皆さんとよりよいこの鶴飼づくりをやっていきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長（岡村千里君） 10番 玉置幸哉議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

再 開

午前11時05分 開議

◎副議長（岡村千里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。16番 柴山一生議員が早退いたしております。

では、一般質問を続行いたします。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、創大会、小川清美でございます。議長のお許しを頂きましたので、4件の一般質問をさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

件名1、工事成績評点についてです。

要旨①制度の概要について。

市では、年間を通じて数多くの工事が発注されています。一つの工事が始まりますと、工事主管課からは、工事担当者、いわゆる立会人が、また、技術吏員の職員から監督員が選任され、工事請負者の現場主任者などとともに、工事完了に向けて適宜協議が行われ、設計図書に従って工事が進められることとなります。

そして、工事が完了しますと、検査員が任命され、完了検査が行われます。工事成績評点というのは、この完了検査時に作成されるもので、その工事の出来栄や、請負業者の熱意などについて、100点を満点として点数化した成績表です。

点数をつけるのは、先ほど申し上げました市の監督員と立会人と検査員の3人かと思えます。

工事成績評点表は、市の内部で完結作成され、恐らく外部に公表されていないので、こうした書類があることは、市の職員や市内の工事関係事業者しか分からず、一般の方は知り得ないと思えます。

そこで、要旨1点目として、この制度概要について簡単にご説明をお願いをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

工事成績評定については、犬山市工事成績評定内規と、工事成績評定基準に基づき実施をしている制度となります。これは、公共工事の入札と契約の適正化を維持し、工事の出来栄や品質を向上させるという目的で実施するもので、公共工事の施工体制、施工状況、出来形等の様々な項目を審査し、総合的にチェックをする評価制度です。

具体的な内容は、工事の完了検査時に、監督員、立会人、これは工事担当者です、それから検査員の三者で評価を行う工事成績評定表を作成します。

監督員と立会人は、施工技術、工程管理、品質管理、現場管理、工事に対する熱意の5項目に関し評価を行い、検査員は、施工技術、工程管理の2項目について、各項目を100点満点として評価するものです。

この三者が評価した各項目の点数は、単に合計をして平均を取るというわけではなく、それぞれの役割や項目の重要度を加味した係数を掛けた上で最終的な評価点を導き出します。

この評価点は100点が満点で、100点から90点までをA、優秀なもの、89点から80点までをB、良好なもの、79点から70点までをC、普通のもの、69点から60点までをD、やや劣るもの、59点以下がE、劣るものと、優劣の順に、AからEランクの5段階で評価するものです。

なお、工事成績評定に係る改正については、様式の年号を変更するなど軽微なものはありません。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。制度の概要については以前と変わっていないようでございます。

ここで再質問をさせていただきます。

評点の最終評定はAからEまでの5段階にランク付けされるとのことですが、この1～2年の工事評点該当件数とランク分布はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

まず、令和3年度の工事成績評定の対象となった工事は47件です。主な対象工事は、犬山中学校非構造部材改修工事や道路改良工事などです。そのうちランク分布では、Bランクが3件、Cランクが40件、Dランクが4件となり、Aランク、Eランクはありませんでした。

続いて、令和4年度については、五箇村調整池整備工事や東ふれあいセンター改修工事など、対象工事が49件です。ランク分布では、Bランクが6件、Cランクが41件、Dランクが2件で、この年度もAランク、Eランクはありませんでした。

この2か年度分のランク分布を割合で表しますと、Cランクが約85%を占め、続いてBランクが約9%、Dランクが約6%となり、普通と評価されるCランクが全工事の大部分を占めることになっています。

以上の結果から、大部分の工事は市の施工基準等に照らしても、適切に施工されていると考えています。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。評点が79点から70点までの普通なもの
が約85%ということですが、Dランクのやや劣るものが約6%というのが少し気になる
ところではございます。

こうしたことを踏まえて、要旨2点目に移ります。要旨②評点結果の活用についてでござ
います。

半年ほど前になりますが、工事評点について、市内のある建設業者の方からご意見と相談
がございました。内容は、工事の出来栄え、いわゆる施工技術のほか、工程管理や品質管理、
工事に対する業者の熱意まで評価されるため、自分としては精いっぱい努力している。他の
業者が行った工事を見ても、同業者の目から見ても出来栄えが少し劣ると感じる工事で、
あったり、工程が結構ルーズではないかなと、こういった工事がたまに見受けられますが、
そうした業者であっても、毎回のように入札に参加できていると。評価される側としては、
何のために努力しているのか、また、しっかり評価され、どのように成績表が扱われている
のか疑問に感じる。こういった手厳しいご指摘でございました。

私も現役時代に何度も書類を作成をいたしました。評価する側も結構時間がかかります
し、気も使うということになります。

そこで、これまでこの工事成績評点がどう生かされていたのか、お尋ねをします。

また、もし生かされていないとすれば、今後どう取り組んでいかれるのかお聞きをいたし
ます。よろしく願いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

工事成績評定の活用については、過去に総合評価競争入札への反映などが検討されたこと
はございましたが、現時点では有効活用されていないのが現状です。

今後の取組について検討するに当たり、近隣自治体の状況を調査したところ、小牧市では、
成績評定点を評価項目に追加するなど、価格以外の評価による総合的な決定方法を入札に活
用したり、工事成績評定が優秀な受注者を表彰したりするなど、活用を図っていました。

また、春日井市では、評定の具体的な活用方法として、総合評価一般競争入札における成
績優良者への加算といった優遇措置や、一方で低評価事業者の制限付き一般競争入札の入札
参加の制限や、指名停止といった罰則措置にも活用しています。

こうした先進自治体の取組を参考にしながら、今後、評定の活用を検討していくに当たっ
ては、事業者の入札参加を制限したり、指名停止措置を講じたりするというペナルティ的
な方向での活用ではなく、優良な事業者にとってメリットが出るような方向性で考えていき
たいと思っています。

そのようになれば、施工業者がそのメリットを享受するために努力することで、結果的に
市の発注工事の施工水準が向上するウィンウィンの関係になると考えられますので、まずは
そのような取組を念頭に、仕組みづくりを研究していきます。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。昭和59年以来、何も行っていないということは残念ではございますが、私は成績評定については、これまで一定の効果はあったものとは思っております。

答弁の中で、小牧市では、成績評定が優秀な受注者を表彰していると、こういった発言がございましたが、非常によいことだと思っております。こうしたことは、業者にとって励みになると感じております。

ペナルティー的な方向での活用でなく、優秀な事業者にとってメリットが出るような方向性で考えていきたい、そういった答弁がございましたので、例えば、3年を一つのスパンとして、Aランクなら2回、Bランクなら5回取得した場合には表彰する、こういったようにしたらいかかなと思っております。これでしたら、表彰条例の第3条第3号または第11号に新たな条件を追加するということが可能だと思われまます。すぐにできるかなとは思っております。

今回の業者の方からご指摘を受け、私もひょっとしたら、市かもとと思いますが、気づかされたこととなりますが、できるだけ早期に何らかの方策を取っていただくことを期待したいと思えます。

それでは、2点目に移ります。件名2、小牧長久手の戦いについて。

要旨としては、歴史的検証に関する今後の取組についてでございます。

今年1月8日に放送が始まったNHK大河ドラマ「どうする家康」も17日が最終話となり、あと2回の放送を残すのみとなりました。

そして、この「どうする家康」の第31回及び32回放送では、家康の直接対決いわゆる小牧長久手の戦いが描かれ、その前哨戦として、犬山城、羽黒城、楽田城の名が全国ネットで流れたことはご承知のとおりでございます。

羽黒や楽田が物語として脚光を浴びたのは、恐らく初めてのことで、小牧長久手の戦いの放映は、ゴールではなく、世の中にこの史実を知らしめ、関ヶ原に匹敵するよう育てていくスタートといったご意見もあります。原市長もその一人だと思っております。

観光面では、関係10市町でつくる同盟会と日本郵便とのコラボによるオリジナルフレーム切手の発売など、大きな反響がありましたが、一方で、学術的な取組と言いますか、歴史的検証をしっかり進める必要があると思っております。

そこでお尋ねをいたします。

スタートラインに立ったということなので、今後の取組をどう進めていくのか、また歴史的な位置づけを確かなものとしていくために、専門家による研究がさらに必要かと思えますが、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

小牧長久手の戦いにつきましては、関係自治体の小牧長久手の戦い同盟で、PRポスターの制作、YouTubeでの動画配信、オリジナルフレーム切手の販売などを連携事業を行

ってきました。また、当市独自の取組としまして限定3種の御城印ラリーや、犬山合戦帳の配布、市民総合大学での愛知大学、山田邦明先生による講座や、城郭考古学者の千田嘉博先生による講演会など、様々な展開をしております。

また、羽黒地区や楽田地区では、ゆかりの地をコースに組み込んだウォーキングが開催されるなど、地域でも盛り上がりを見せています。

今後の具体的な取組としては、まずは同盟市町に声がけし、広域で、小牧長久手の戦いゆかりの地を巡る合戦印ラリーの実施に向けた調整を行っているところです。

大河ドラマの放送は、間もなく最終回を迎えますが、真の天下分け目の一戦を定説として浸透させていくためには、引き続き認知度の向上に努めるのはもちろんのこと、議員ご指摘のように、学術的な取組と歴史的な検証を深めていくことが大切であると認識しています。

そこで、来年2月に小牧市のれきしるこまきで開催される、小牧長久手の戦いをテーマにしたトークセッションに、当市の学芸員が参加するなど、学芸員同士の交流、連携をこれまで以上に密にしていく予定です。

また、9月に販売を開始した山田先生による、昨年度の市民総合大学の講義録の売上げが11月27日時点で196冊と大変好評であり、市民の皆さんの小牧長久手の戦いに対する向学心の高さを感じていますので、来年度の市民総合大学においても、小牧長久手の戦いを調査研究している専門家による連続講座を計画中です。

次に、小牧長久手の戦いの歴史的な位置づけを確かなものとしていくための研究につきましては、既に多くの専門家が取り組んでいらっしゃいます。

特定の研究者に調査研究を依頼するという方法も考えられますが、まずは市が所蔵する資料や犬山城、羽黒城などの小牧長久手の戦いに関連する遺跡の発掘調査の成果などを広く提供して、多くの研究者の方に様々な観点から研究していただく環境づくりを進め、歴史的な検証がより深まるよう努めてまいります。

そして、専門家による最新の研究成果にアンテナを高くして、それらを基に、歴史的な事実に基づけられた形で、小牧長久手の戦いが真の天下分け目の一戦であることを市内外に示していくことが、市の果たす役割として重要であると考えています。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。こういった事業は、すぐに結果が出るというものではありませんので、引き続き努力を重ねていただきたいと思います。そしていづれは、最悪でも歴史書に小牧長久手の戦いではなくて、犬山・小牧・長久手の戦いと、そういった表記になることを期待していきたいと思っております。2件目は以上で終わります。

続いて、3件目に移ります。件名3、市役所公共駐車場について。

要旨は、1日料金に上限額を設けてはどうかということでございます。

庁舎の駐車場の料金などについて、いろんな場面で話題となったと思っておりましたが、本会議とか委員会での議事録や、関係課にもお尋ねをして調べてもらったんですが、公式な見解がございませんでしたので、ここで駐車料金について質問させていただくということでございます。

さて、去る9月定例議会の決算認定において、市役所公共駐車場に関する議案質疑をさせ

ていただきました。昨年度の利用状況についてお聞きをしたということでございますが、その答弁を振り返ってみますと、年間の駐車総数は延べ20万8,689台、内訳としては、いわゆる市役所利用者が公用車の駐車を含めて20万145台、有料駐車が8,544台で、収入が471万7,600円ということでございました。利用状況から判断しますと、市役所の来庁者用としての役割は十分果たしているものと思います。

一方で、有料駐車場のこの部分について、1年365日として乱暴な計算をいたしますと、1日当たりの駐車台数が約23.4台、収入は1日当たり1万3,000円、1台当たり550円となって、駐車時間に換算しますと、3時間以内ということになります。市役所の周辺状況から見まして3時間以内というのはそれほどないかなと思っておりますので、特に平日の1日当たりの利用台数は、先ほど申しあげました23.4台よりかなり少なく、その分、土曜日、日曜日など、いわゆる閉庁時の利用が多くなっていると推察しております。

そこで、公共駐車場としての有料駐車について、もう少し市民等の利便性を考えてもよいのかなと、こう考えております。

近隣の民間の一般駐車場を見てみますと、利用料金は、おおむね1時間当たり200円となっていて、市役所の料金と同じでございます。また、ほとんどの近隣のパーキングは1日当たりの上限額が定められておりまして、600円、900円という安いところもございますが、おおむね1,000円から1,200円となっていて、利用者から見ますと、少し安心できる要素となっています。

そこでお聞きしますが、庁舎有料駐車場についても1日の上限を設定して、使い勝手の観点から、利便性を図ってはいかがかと思いますが、当局の見解をお尋ねをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

まず、今年4月から10月までの市役所の公共駐車場有料利用の状況についてご説明いたします。

利用台数は5,885台、利用料収入は346万9,200円となっており、1台当たり約590円となっています。

利用時間については、最も多いのが3時間で約27%、次いで2時間が約24%となっており、4時間以内の利用が全体の85%となっています。

市役所の公共駐車場の利用料金は1時間当たり200円で、近隣の民間駐車場と同程度の金額設定をしている一方、民間駐車場とは異なり、1日当たりの上限金額は設定していません。上限金額の設定を行っていない理由ですが、1つは、こういった利用時間の状況から考えるに、収入が減少すること、もう1つは、利用者が増えた場合、平日の市役所に用務がある方の駐車場利用を制限することになる可能性があることです。現在でも観光ハイシーズンや、会議等が重なると、市役所駐車場が満車になることがあります。

上限金額を設定することで、通勤客等が利用する可能性が高まると、さらに駐車車両が増加し、市役所来庁者にご迷惑をおかけする懸念が生じます。まずは市役所利用者を最優先し

て考えたいと思っています。そのため現在のところ、上限金額の設定を行う考えはありません。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。先ほど私が申しあげました乱暴な推測に反して、4時間以内が85%ということが分かりました。

また、確かに平日の来庁者に迷惑をかけることはよろしくないと思っております。一方で土日、祝日の利用については、利便性を上げることで、収入増につなげる、そういったことが可能かと思っておりますが、現時点での公式の見解として受け止めさせていただきます。

続いて、件名の4に移ります。件名4、練屋～鍛冶屋町通りの無電柱化の可能性についてでございます。

犬山城下町の道路整備は、電線類の地中化や道路の美装化など、長年にわたる地元の皆様方のご理解とご協力により、現在の姿となっていることはご承知のとおりです。

質問の無電柱化とは、文字どおり道路から電柱をなくす方式であって、電線類地中化方式のほか、手法的には連続した住宅の軒下を利用する、いわゆる軒下配線や、表通りではなく、裏路地等の見えない部分に配線する裏配線方式などがありますが、今回は電線類地中化方式として質問をいたします。

ここで改めて一連の経過を知っていただくため、当時の状況をひも解いてみたいと思います。

そもそも城下町地区のまちづくりが現在のような方向性を持つきっかけは、平成2年に地区内に高層マンションの計画が持ち上がったことが発端でございます。これにより、景観形成の機運が高まり、平成5年の犬山市都市景観条例の制定に結び付くとともに、これを契機として、平成6年犬山北のまちづくり推進協議会の発足や、今でも毎年お世話になっている元東京大学教授の西村先生と大きな関わりがある全国町並みゼミ犬山大会の開催など、城下町全体のまちづくりへとつながっていくことになりました。

そして、平成10年から始まった地元まちづくり検討会での都市計画道路の拡幅の是非の議論を受け、平成12年に、犬山市が都市計画道路の本町通線と新町線は拡幅せず、現道幅員で整備を決定したことにより、計画変更に向けての協議や道路整備に向けての検討が本格的に始動いたしました。

事業を進めるため、地元の方々との継続的な議論はもちろんのことですが、どうしたら都市計画道路決定を変更できるか、そのためにどのようなまちづくりを目指すべきかなど、課題が多くあったということでございます。

当時、電線類地中化というのは、国土交通省の無電柱化促進計画で採択を受けなければ、原則として電線管理者の協力が得られず、事業化できないことになっていましたので、一からの出発であったと思っております。

さらに、国庫補助を得るためには、電線共同溝方式でなければならず、歩道のない狭い道路幅での工事施工についても大きなハードルの一つということです。

これらの課題をクリアするために、国や県とも連携を密にし、取り組んでいくということになったかと思えます。具体的には平成13年末の歴史のみちづくり整備計画の策定を皮切り

として、翌年には、国が音頭を取って地域再生を推進することを目的とした、全国都市再生のための緊急措置への提案や、特区提案、平成15年の国土交通省「くらしの道ゾーン」の登録、さらには平成16年に創設された、まちづくり交付金制度の活用など、都市整備部一丸となって取り組まれました。

一方で、市が進める計画の追い風となったのは、平成13年度から始まった小泉純一郎首相の、「構造改革なくして日本の再生はない。地方にできることは地方に」を掲げた施策、そして翌年の12月には首相官邸で開催された首相・市長・有識者懇談会に、全国5市の首長の一人として、当時の石田市長が出席し、意見を述べる機会を得たこと、さらには、平成16年の第1回まちづくり交付金大賞の受賞など、国の進める方向性と犬山市の方向性が合致したということだと思っております。

こうした追い風があり、平成17年3月によりやく都市計画変更が県で認められ、翌年18年3月に道路の一部区間の県道から市道への移管を受け、工事着手ということでありました。住民の皆さんによる都市計画道路の検討会を含めると、工事着手までおおむね9年かかったということになります。

説明が長くなりましたが、さて本題に戻りたいと思います。

現在は、城下町は、道路や建物のハード面整備や、犬山市観光協会、民間鉄道会社によるキャンペーンなどにより、多くの観光客の方にお越しをいただいております。そして、大本町通りにはこの夏、宿泊施設の営業も始まり、今後も街中ではそのような動きがあるようございます。

本町通りや新町以外のエリアも徐々に人通りが増えつつあり、こうした状況を踏まえ、既に美装化が済んだ道路についても、電線の地中化をしてはどうかといったご意見もごさいます。

そこで質問をいたします。

本町通線や新町線の電線類の地中化は、先ほど申し上げましたように、当時は大変な作業でございましたが、現在はどうでしょうか。あれから20年ほど経過しますので、地中化の手法も変化していると思います。

そこで、どのような要件等があるかなど、電線類地中化の可能性をお尋ねをいたします。

なお、路線としましては、練屋～鍛冶屋町通りに限定させていただくとともに、市の財政的な面は一旦は除いて、地中化の要件、課題や手続、そして、これを踏まえた実現の可能性についてお聞きをいたします。よろしく願いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

電線類地中化事業の要件及び手続につきまして、平成28年12月に、無電柱化の推進に関する法律が施行され、その法律の第8条では、市町村は都道府県の定める無電柱化推進計画を基本とし、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないと定められています。

計画を策定するには、整備すべき道路を指定する必要がある、道路の指定に当たっては、電線共同溝の整備などに関する特別措置法の第3条に、あらかじめ公安委員会や送配電事業者、電気通信事業者などの意見を聞かなければならないと定められています。

電線類を地中化する手続を始めるに当たり、まず、関係機関との調整を行う必要があります。調整を行う場合は、その要件として、電線類地中化の目的を明確にする必要があります。現在の国の第8期無電柱化推進計画では、防災の観点から、市街地の緊急輸送道路での無電柱化に重点を置いており、また、この国と同様に、特に災害防止の観点からの整備を重点的に推進するとともに、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成などを図ることを目的ととしています。

現在本市には、無電柱化推進計画が策定されていないため、議員ご提案の練屋～鍛冶屋町通りの無電柱化を検討していくのであれば、まず市の計画を策定する必要がありますが、無電柱化の目的としては、国や県の方針に沿った電柱の倒壊などによる災害防止を重点的に図る必要がある路線であること、安全かつ円滑な交通の確保を図ること、良好な景観形成などを図ることとなります。

これらの要件から、練屋～鍛冶屋町通りについては、仮に犬山市無電柱化推進計画を策定したとしても、景観の向上が主な無電柱化の目的であり、現在では、道路美装化が完了していることから、実現の可能性についてはかなり低いと思われれます。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。20年前と比べると、追い風の部分がないので、さらに厳しくなったと、そういった印象を受けました。

ここで市長に再質問をさせていただきたいと思います。

先ほどは、あえて財政的な面は除いてお聞きしましたが、市としてはお金を度外視しての判断はできないと思っております。したがって、こういった財政面等を踏まえて現時点でどういったお考えをお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。よろしく願いをいたします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 小川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

電線類地中化の要件については、今、部長が答弁したとおりであります、もう一度課題を整理したいと思います。

課題は3点であります。

1つ目は、犬山市で電線類の地中化をするためには、計画を定めて、さらに道路を指定をしなければなりません。そのために様々な事業者と調整を重ねた上で、先ほど申し上げた、目的をはっきりさせる必要があります。

まず、多くのプロセスを要する必要があるということが1つ目の課題となります。

2つ目は、国の無電柱化の計画の中で、今申し上げた目的についてであります、ここで優先順位が定められていることでもあります。

まずは最重点路線として位置づけられているのが何かと言ったら、先ほどもご答弁を申し上げましたが、市街地などの防災に関わることを目的にしているということです。これはもう言うまでもなく、国が国土強靱化を進めるための考えとなっているものだと判断をしています。

そして、その次に、安全・安心な交通の確保や、私たち犬山が関わるであろう景観形成と続くこととなります。そこで練屋町、鍛冶屋町通りの電線類の地中化目的は何になるかといえば、今申し上げたとおり、景観向上が目的になるため、重点的に整備される路線には入っていないということが2つ目の課題となります。

そして3つ目、地元の協力と市民皆さんの理解、そしてやはり財政面であります。

今、練屋町から鍛冶屋町通りの道路美装化は完了し、景観形成には十分寄与しているのはご承知のとおりであります。無電柱化を実施するとなると、もう一度、美装化を壊してまた美装化をしなければならないこととなります。

また、電柱を地中化するに当たって鍛冶屋町通りは300メートルほどありますので、ざっと1億円以上の予算が必要になりますし、さらに、今申し上げた美装化を再びやらなければならないという予算が必要になります。となれば、地元皆さんの協力と市民皆さんの理解は得られるのは難しいと考えます。

さらに、市としては取り組まなければならない事業が山積みの中で、無電柱化の優先順位は低いと判断をせざるを得ません。

以上の課題から、現状、鍛冶屋町、練屋通りの無電柱化は難しいと考えています。

以上です。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 市長、答弁ありがとうございます。財政的な面からも難しいということだと思います。その通りかなと思っておりました。

また、答弁にございましたように、こういった事業をやるためには、地元の方及び犬山市全体の市民の方のコンセンサスと言いますか、そういったものが必要というのは確かにそうだと思いますし、私もそれは重要なことだと思っております。

したがって、こういった件については地元の声これからどうなるかは別としまして、私としてもこの城下町のまちづくりを見守っていきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長（岡村千里君） 8番 小川清美議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎副議長（岡村千里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

再 開
午後1時00分 開議

◎副議長（岡村千里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 皆さんこんにちは。5番、日本共産党犬山市議団、小川隆広です。通告に従いまして3件の質問をさせていただきます。

まずは1件目、イノシシ対策についてであります。

最近、様々な活動で地域に入りますと、とりわけイノシシの被害を耳にいたします。特に今井の地区に入りますと、少なくとも1回は誰かに呼び止められて、俺の畑を見に来いという形で声をかけられて、畑の被害状況を確認に行く次第であります。余談ですが、その都度写真を撮影をするので、私のスマートフォンの容量を、イノシシ被害の画像でどんどん埋めていっている、そんなような状況であります。

その際に口にされるのが、「畑で作物を育ててもイノシシに荒らされるだけなので、続ける気力がなくなった」だとか、「田んぼとは違って利益にならないので、私財を投じて、防護柵や電気柵を設置するのは難しい」として耕作を諦められる、そういった方も少なくないとのことであります。

高齢化が進んでいるというものの、せっかく畑をやるだけの体力があるのに、それがかなわず必ずやめてしまう、そして荒地になっていくという悪循環になっています。

また、先月の中旬には、これも今井地区ですが、朝方急に電話がかかってきて、すぐに来てくれというのでお伺いをすると、イノシシが山の斜面を掘り返してしまい、水路が埋まってしまった。そういったことで年明けからの農業を営むのに、水の確保が難しい、そういった状況になってしまったということで、早急の対応を求められたところです。そのほかにも、夕暮れ時に里に下りてきただとか、夜間に自家用車を運転中にイノシシに出くわしたというような話は大変多く耳にいたします。

状況を察するに、イノシシの頭数が増えてきたというのは、私もそうですが、被害に遭われている地域の方々も、肌感覚で感じ取っており、農業を営まれる方をはじめ多くの方の不安になっております。

そこで、要旨1、近年の獣害やイノシシの捕獲状況はどうかであります。

先ほど申し上げたように、あくまで肌感覚でありますので、分かる範囲で結構ですので、近年の獣害やイノシシの捕獲状況、件数、その他分かる範囲で状況をお示しいただきたいと思っております。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

獣害による農作物への被害、特にイノシシによる被害は主に山際の農地で確認されており、

今井、楽田、池野、栗栖地区の順に多く確認されています。市内の農作物への被害は、毎年5月頃に農地所有者約1,300人を対象にアンケート調査を実施し、把握しており、令和4年度のイノシシによる被害面積は約3.6ヘクタールで、面積と栽培作物から割り出した推定の被害金額は約119万円となっています。

続いて、市内のイノシシの捕獲数は、令和2年度は203頭、令和3年度は218頭、令和4年度は275頭、今年度は11月末時点において228頭で、昨年度の同時期と比較して12頭増えており、近年増加傾向となっています。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。やはりというか、肌感覚ではなく、近年増加傾向にあるという状況は分かりました。また、山林に隣接する地域全体に広がっているという状況も分かりました。

そこでお尋ねしたいのが、要旨2、野生動物の生態調査は行われているのかであります。これについては地域の方々とお話をいたしますと、野生動物の調査というものは行われているのかというような話にもなります。とりわけ最近ではクマが出没したというような報道もされました。

この時期には、今井地区に入りましたところ、クマは考えにくいと、相次いで情報が入った割には、冷静な分析をされていましたが、反面、クマと間違えるぐらい大きい個体がいるのかというようなことを言われる方もお見えになりました。

いずれにしても気持ちが悪いくということ、調査を希望される声、また調査をしているのであれば、その結果を公表してほしいとの声がありました。

11月22日の全員協議会の際に、ツキノワグマの目撃情報について報告がされた際、調査を行うかどうか質問させていただきましたが、今回のクマの関係で生態調査をする予定はないとのことでしたので、改めてクマの話とは切り離して、市内全域の野生動物の生態調査について行われるのか、また行っていく予定があるのか、お尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

犬山市では、昭和57年3月発行の犬山市史資料編の製作のため、市内の動物の実地踏査をした記録がありますが、近年市の事業として、イノシシなどの野生動物の生態調査を実施した実績はございません。

なお、愛知県では、野生イノシシ対策室が、令和4年度に尾張地域の野生生物生息状況調査映像解析業務を実施しております。この業務では、山中に自動撮影カメラを約半年間設置し、撮影された野生生物の総体的な密度分布を調査したものです。今井地区に2か所、池野、栗栖、塔野地地区で各1か所の計5か所にカメラを設置し、イノシシの出没頻度の傾向として、9月から11月までは高く、冬季の12月から2月は低い状況等がこの調査で報告されています。

いずれにしましても、近年市内において、野生生物の生息数の把握を目的とした調査は実施しておりません。また現在のところ予定はございません。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。

野生生物の生息数の把握を目的とした生態調査は近年はやっていない。また今後もやっていく予定はないというものの、愛知県として、野生生物生息の状況調査、映像解析を令和4年度に実施したということが分かりました。また、映像解析からイノシシの出没頻度が9月から11月では高く、冬季の12月から2月は低いという状況も分かりました。

察するに、この情報は何らかの形で公表されているのかなと思いますが、こういった映像解析をまた様々な分析に活用できるのかなと思いました。いずれにしましても、私も野生動物の情報の取扱いは大変難しいというのは感じております。

まず、野生動物は餌を求めて生息域を変えますので、せっかく財源を確保して、実施しても情報の風化が早いと申しますか、情報の劣化が早いという部分があります。そして、今回のクマの件がそうですが、不必要に不安をあおるようなことになってはいけないし、だからといって、やはり行政として責任があるので、安全だよと言い切ることもできない、イノシシについても同様かなと思います。

今後も可能な範囲で適切な情報の提供、継続をお願いしたいと思います。犬山市の予算というか、体力を考えた際、調査も大事ですが、まずは対策になろうかなというふうに思います。

そこで、要旨3、イノシシのジビエ利用について現状はどうかであります。

要旨だけを聞かれますと、突拍子もないように思われる方もお見えになるかとは思いますが、これについては平成31年2月の定例会、ここで水野正光議員の質問の中で、ジビエ利用に関して取り扱っております。このときはちょうど豚コレラ、これの感染が近隣で確認された時期でしたので、禁止区域内ということで、ジビエ利用も自粛を求められているという状況でした。そのような答弁だったことを確認いたしました。

それと、後に水野正光議員とお話した際は、ジビエ利用となると、安定して供給が必要になるが、犬山市の確保頭数では難しいといったことも教えていただいたので、当時としては難しい部分もあったのかなと感じております。

昨今の状況はと言いますと、豚コレラや豚熱のリスクというものは依然としてあるものの、捕獲数からすると、先ほどの答弁で、個体数が増加傾向であるとの見解をお示しいただきました。

また、令和4年度の数値ではありますが、推定で被害総額が、約119万円であるということもお示しいただきました。

そこで、平成31年度とは状況が少し変わってきているのかなということで、ジビエ利用もしやすい状況になっているのではないのかなと思いますし、また、打算的かもしれませんが被害だけで終わらせるのではなく、利益にできないものなのかなということも考えてまいります。

そして若干、論点はずれるかもしれませんが、やはり害獣とは言われても、やっぱり命を

奪っているわけですので、焼却処分というのはどうなのかなど。現状はそうせざるを得ないということは理解していますが、少しでも利用すべきとのご意見もありました。

いずれにしましても、直接の対策とは論点がずれてしまっていますが、ジビエ利用ができないものなのか、そして賛否両論あろうかと思いますが、積極的確保につながらないものなのかと考えてしまうところでもあります。

今日のところは先ほども申し上げたように、豚コレラや豚熱のリスクがありますが、現状でジビエ利用は可能なのか、お尋ねしたいと思います。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

ジビエとは、狩猟によって捕獲された野生鳥獣の食肉を意味するフランス語で、日本語では野生鳥獣肉と訳されます。国においては、農作物被害対策で駆除された野生鳥獣のジビエ利用も推進している状況にあり、害獣とされる野生動物を地域資源として活用している地域もあります。

しかしながら、農林水産省の試算によれば、ジビエ施設の黒字化には、搬入されるイノシシやニホンジカの頭数が1,000頭から1,500頭程度必要になるとされており、そのため当市の捕獲数では黒字化のめどをつけることは難しい状況です。

また、当初と近隣である小牧市、春日井市、瀬戸市、多治見市、可児市の6市では、広域での有害鳥獣被害対策の情報共有を図る会議を毎年開催しています。今年度11月における会議で、ジビエ利用についての状況を確認したところ、近隣市においても、公共での取組予定はありませんでした。

なお、今井地区で民間事業者が、イノシシ肉をペットのアレルギー対策用のペットフードに加工するジビエ利用の事業を始められたと聞いております。新たなジビエの活用方法として、民間による取組が促進されることを期待しております。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。農林水産省の試算で、1,000から1,500頭程度必要ということですので、先ほど答弁いただいた犬山市の捕獲数ですと、単純には黒字化には遠く及ばない、そういうことが理解できました。

もっともジビエ料理の提供というサービスは、日本全国で展開されておりますので、たとえ捕獲数を確保できたとしても、後発で同じサービスを提供するのは得策ではないと思えますし、市として今後もジビエ利用が難しいというのは理解いたしました。

あと答弁の中で、民間事業者で新たなジビエ利用の方向性についてご紹介いただきました。大変素晴らしい取組であると感じました。私も民間による取組が促進されることを期待しておりますので、今後何らかの形で行政としても、支援を検討していただけたらと思います。次の要旨に移りたいと思います。

要旨4、イノシシとすみ分けのために防護柵の設置ができないかであります。

私の場合、今井地区の方から頂いたご意見が大変多いわけですが、単刀直入に、個人で防

護柵などのイノシシ対策、これをしていくことに限界が来ているのかなというふうに感じております。とりわけ採算面での話が多く、犬山市として、個別の農地を自己防衛するための防護柵設置に補助金制度を設けていただけているということは存じておりますが、まず畑だと採算が合わないということで、耕作を諦めて耕作放棄地になってしまう、そういったケースが見受けられます。

そして、田んぼだと、電気柵も含めてバリケードをしっかりとしてあるところが多いんですが、自宅から離れた田んぼだとバッテリーが切れて、そのうちに耕作地にイノシシが入ってしまうケース、また、自宅から配線がしてあっても、電気代のこともあるので、状況を見ながら節電するという生活防衛をしておみえということで、イノシシがぎりぎりのところで入ってしまうという状況になっております。

いずれにしても、里でのイノシシとの攻防戦に疲弊をした声を多く耳にいたしました。

また他方で、猟友会の関係ですが、ちょっと私も誤解していた部分があるんですが、決して猟友会の人員が全く足りていないだとか、高齢者ばかりというわけでもなく、若い方もお見えになり、活動もしっかりされているとのことですが、当然、本業が優先ですので、稼働しやすい曜日に制限があるのかなというふうに感じました。

里でのイノシシ対策も、山林での駆除もしっかりやっけていただいているわけですが、増加傾向ということで、今でも様々な声が上がっていますが、今後はますます難しくなるのかなと感じております。

そこで、人とイノシシのすみ分けのために、市で里山に防護柵が設置できないのかというふうに思いまして、他の自治体のイノシシ対策の先進事例を見ますと、自治会と協力しながらではありますが、設置距離が5キロメートルや6キロメートルにもなるような柵を里山に設置した事例がありました。また、奈良県の五条市では、道路にテキサスゲートと呼ばれる車や人の通行には支障がないが、イノシシやカモシカのひづめが挟まり込むことで侵入を防ぐといった対策もありました。

犬山市として、このような先進事例を参考に、里山に防護柵が設置できないものなのか、お尋ねいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

当市では、犬山市鳥獣害防止総合対策協議会が実施する鳥獣害防止柵等設置補助金の制度により、個人や複数人で協力するなどして、個別の農地を自己防衛するために設ける柵の設置を支援しています。

この制度の実績としましては、令和2年度に34件、8,932メートル、令和3年度に29件、4,036メートル、令和4年度に33件、3,939メートルとなっており、活用されています。

一方で、議員からご提案のあった市の施行により、里山との境に大規模な柵を設置することについては、地元や土地所有者との調整、設置場所の優先順位、費用対効果、維持管理等の様々な検討が必要となり、現在のところ考えておりません。

今後、地域一丸でまとまって里山との境に大規模な柵を設置したいという申出があった場合には、先進事例を参考にして、例えば市から柵の材料支給をし、地域で柵の設置と維持管理、また、柵周辺の草刈りを行うことで、市と地域で役割分担をする手法などについて、対策協議会の中で検討することもあると考えます。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。改めて一筋縄ではなかなかいかないなど実感いたしました。

そこで、再質問いたします。

今後のイノシシ対策と対策予算についてであります。

正直申し上げますと、ご存じの方も多いですが、私、今年の今頃まで、電車の運転業務をなりわいとしておりまして、お恥ずかしい話、これまでとは全く異なる知識が必要になる相談に四苦八苦いたしております。このイノシシ対策の関係もそうでした、地域住民のとの対話の中、限られた時間で出てきたアイデアが、この辺りが限界だったというところでした。ですので、これまで継続してイノシシ対策に取り組んでこられておりますので、先に質問いたしましたジビエや防護柵だけでなく、お考えもあろうかと思えます。

今後のイノシシ対策について、何かお考えはないかということと合わせて、今回有害鳥獣駆除委託料として、補正予算も組んでおりますので、当然予算も必要になってくると思えます。今後の対策予算についてどう考えているのか、再質問いたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

野生動物であるイノシシへの対策には特効薬というものはありませんが、農作物被害を減らす三大対策と言われる取組を今後も継続し、地域住民の方への周知を図ってまいります。

対策の1つ目は、「寄せない」として、イノシシが嫌がる環境をつくることです。これは野生動物と人間とのすみ分け対策となりますが、農地周辺のやぶや管理されていない竹林、山林などはイノシシのすみか、隠れ場所になるため、その周辺の草刈りや、山林の間伐を行うことがまずは重要となります。

また、人里周辺の収穫しない柿や栗などを放置せず、きちんと収穫、伐採することで、餌を減らすことも、イノシシを近づけないすみ分け対策として重要です。

対策の2つ目は、「入れない」として、農地を柵で効果的に囲うことです。これは防衛対策として、イノシシが農地に入れないようにする侵入防止柵を設置することです。この対策と先のすみ分け対策が同時にできていることが、効果が高まることとなります。

隣接する農地の所有者と話し合い、一体的に柵で囲うことも、効率的で効果的な取組となりますので、鳥獣害防止柵設置補助金での支援を継続していきます。

対策の3つ目は、「増やさない」として、適切な捕獲を行うことです。農地や人里に近くイノシシは、人への警戒心が低くなっている可能性があり、このようなイノシシを中心に捕獲を進めることが重要とされており、犬山猟友会と連携し、イノシシの駆除を進めてまい

ります。

今後も、以上の対策に必要な予算を適切に確保できるよう努めてまいります。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。イノシシ対策の基本について、私自身も大変勉強になりました。寄せない、入れない、増やさないの既存の三大対策、これが重要である。イノシシ対策に飛び道具や特効薬はないということは、行政と地域住民が共通認識としなければならないと感じました。

答弁の中で、この三大対策の取組について、地域住民へ周知を図っていくとのことでした。また、予算面でも適切な確保に努めていただけるとのことでしたので、よろしく願いたいと思います。

反面、イノシシ対策のウィークポイントについても見えてまいりました。今日の答弁の中で、例えば市から柵の材料を支給しというような答弁があり、先ほど予算について適切な確保に努めていくとの答弁もありました。これはイノシシ対策に限ったことではないかもしれませんが、要するに、近年はお金の問題ではなく、人の問題のほうが課題だというふうに感じました。当然、財源は無尽蔵ではないので、お金の面もしっかりやらなくては行けません。要は持続して対策をしていくのに、誰がやるのかという部分で、当然限られた定数で市政を運営している行政では難しく、里山の高齢化とともに、自治会でも難しいというような事態になっており、本音の部分はそこをどうするのかにあるのかなと思います。

いずれにしても、今日のところは丁寧に答弁をいただきましたので、地域でご意見を頂いた方々に一旦持ち帰って、報告をしたいと思います。

地域住民、猟友会をはじめ、イノシシ対策に関わる様々な方々のご苦勞に感謝を申し上げつつ、次の質問に移りたいと思います。

件名2、県道御嵩犬山線についてであります。

前回の9月定例議会では、県道栗栖犬山線について質問をさせていただきました。そういったことで管理者の関係で、大変難しい課題であるということは理解をしているところですが、やはり安全の観点から考えた末に取り上げさせていただきました。

今回は県道御嵩犬山線であります。焦点がぼけてもいけないことから、富岡地区内に限ってお話をさせていただきたいと思います。

まずは、要旨1、富岡地内で発生した交通事故について、その後の対策はどうかであります。

この県道御嵩犬山線は、事故の多い道路でして、最近でも、先月の上旬に、城東出張所の前で玉突き事故が発生しております。横断する歩行者を確認した車が停車したのですが、後続が停車に気づくのが遅れて、前車に追突してしまったとのことでした。この現場では、同年内に少なくとももう1回の発生を確認しており、危険性を認識いたしました。

さて、表題の富岡地内で発生した交通死亡事故ですが、こちらはもう少し犬山寄り、黒橋と富ヶ岡橋の間に、南側から県道に突き当たる形で三差路があります。そこで発生をした自転車と自動車の交通死亡事故であります。ご友人と喫茶店に出かけた帰り道だったということで、最短ルートで自宅に帰ろうとして、この三差路から一旦県道に出て、富ヶ岡橋を渡る

ルートを選択したようであります。たまたま三差路に若干の高低差があるため、よっこいしょと勢いよく県道へ上がった結果が、通りがかった車との接触ということで、自転車にも、当該自動車の運転者にも大変残念な結果となりました。

市道と県道とが接続する三差路での交通死亡事故ということでもありますので、それぞれの道路管理者で対策を検討されたと思いますが、どのような検討をされて、どのような対策に至ったのか、可能な範囲でお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

事故が発生した場所については、県道と市道の交差する場所であることから、道路管理者である愛知県、当市の防災交通課と土木管理課、警察で10月26日に現地立会いを行いました。

その結果、愛知県としては、県道のガードレールより背が高くなっている草木について、見通しがよくなるよう、伐採、除草処理を行うことを確認しておりましたが、今日現在、現場を確認したところ、伐採、除草処理が終了していました。

合わせて、県道御嵩犬山線の幅員を再確認した上で、交差点東側より、交差点が認識できるよう、10メートル程度の区間において、外側線設置の可否について検討していくことを確認しております。

また、市の対応としては、市道部分について、一旦停止の注意を促す啓発看板を設置するとともに、県道と市道の境目が認識できるよう、白い破線の設置を行いました。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。交通死亡事故の立て看板というのはよく目にしますが、市側の対応で、県道側に点線を引くなど、早急にできる範囲の対策を取っていただけた、また県のほうも除草をしていただけたということですので、それぞれ安全に対する意識をきちんと持っていただいて、やっていただけたということは確認できました。まずは早急な対策に感謝したいと思います。

しかしながら、事故の状況を考えますと、点線の追加だけでは難しいのかなと感じております。私自身、当該の三差路から県道に出ることはできるだけ避けるようにしていますが、どうしても通行しなければならないときもあります。そして、三差路から県道へ出ようとすると、自家用車であっても、よっこいしょと上がらなければならない。どうしてもアクセルを踏み込んで、お世辞にも幅が広いとは言えない県道へ出ていく格好になります。

当然、念入りの再確認を行いますが、今年の夏は、近年の気象状況の変化もあり、大変草が生い茂りました。運転席の高い車であればまだしも、一般的な自家用車だと、生い茂る草に視界を奪われながら、県道を走ってくる車の存在を確認しなければならない、そういった状況で、正直、一か八か頭を出してみるかというような状況もありました。

そこで、要旨2、県道御嵩犬山線の諸課題を市で解決することはできないかであります。

今回は先ほど申し上げたように、焦点がぼけてもいけないことから、富岡地内に例を絞って2点お話をさせていただきます。

県道ですので、予算というのは、重要度、優先度を県で協議して決まってくるんだろうと推察いたしますが、この県道御嵩犬山線は、富岡新町交差点から東側は、正直私が小学生の頃、富岡交差点に接続する富岡橋が架け変わってからは、大きくはほとんどは変わっていないと感じています。ひばりヶ丘への出入口となる桜橋も、県道に架かる横松橋も、物心ついたときから見てきた橋がまだ使われていて、老朽化も心配するところです。

もっとも最近では、安全対策で欄干の高さをスチールパイプ製の欄干で補うであるとか、横松橋では黄色い反射板で、欄干の位置が夜間でも通行車両に分かるような対策は取っていただいておりますが、基本的には余り変化がないのかなというふうに感じています。

しかしながら、環境は大きく変わりました。最近では軽自動車の台数が増えたものの、ここ30年で、自家用車のサイズも大きくなり、性能も格段と上昇しました。また、地球温暖化や異常気象もあってか、私が幼かった昭和50年代と比べると大きく状況が変わりました。とりわけ、今年は雑草の成長が早く、大変生い茂りました。

富岡地内の県道御嵩犬山線は、富岡新町から富岡交差点までは幅員が狭く、歩道がない区間も存在しますが、富岡交差点から横松橋までの区間は歩道も整備されており、直線で幅員もそれなりにありますから、本来はそんなに問題になるような道路ではありません。

しかし、今年は雑草の生い茂り方が半端ではなく、車道側に大きく成長しましたので、車の通行に支障が出ました。本来であれば、大型車の通行も問題ない道路ですが、生い茂った草を避けると、普通車でもぎりぎりの幅になって、上下線の車がセンターラインに寄って走る危険な状態になりました。

土木管理課にも相談をさせていただきましたが、県の予算の都合でなかなか進まないということでした。

じゃあ、自分で草刈りをやってしまおうかということも考えたのですが、何分交通量が多く、道路の北側はすぐに郷瀬川ですので、とても危険で専門家の方に頼るしかない状況でした。

夏が過ぎて草が枯れ出したときは、水分が抜けた分、ボリュームが減って、道幅に多少余裕ができるのかなということで期待もしていましたが、結論は逆で、乾いて固くなったので、善師野の支援者の方からは、県道御嵩犬山線を通行すると、枯れた雑草で車に浅い傷がいつぱいできるじゃないかと厳しいご意見も頂きました。そして、先ほど申し上げたように、やはり県道御嵩犬山線へ接続する道路から出る際に、左右の見通しが非常に悪くなります。

先ほど答弁にもありましたけど、昨日たまたま所用で当該箇所を通行しましたが、やっと草刈が実施をされました。草刈りが実施されるまでに相当の時間を要しました。こういう安全に関わるような事態では、即時に対応が求められるものと考えますが、できないのか、お尋ねをしたいと思います。

そして、2点目ですが、先ほども話に出てきたひばりヶ丘との接続道路となる桜橋ですが、ここは住民から土木要望も出ていまして、桜橋の川上にある横断歩道の部分で、桜橋の欄干と県道のガードレール、これの端部が隙間が開いていて、人が1人すっぽり入れるような、そういった形になっているので、何とかしてほしいとのご要望でした。

現地に出向くと、ご要望で指摘されたとおり、人1人がすっぽり入ることができる空間が

空いていて、自家用車が通過する際、待っている歩行者が後ずさりをするとうちを落ちてしまう、そういった危険がある状況が容易に想像できる状況でした。

現在は車が接触したのかどうかは分かりませんが、ガードレールが曲がって、たまたま川への落下が防がれる形になってはいますが、本来は行政が責任を持って改善すべきものと考えます。

そこで、このような県と市の境界部になる部分について、とりわけ安全性に関わるものについて、市側で早急な対策ができないものなのか、お尋ねいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

基本的な考えとしては、県道は県が管理する道路ですので、道路の改修や日常的な維持管理についても、県が行うこととなります。そのため、土木常設員などからの県道に関する土木要望については、市から県へ維持管理や改修などの要望が実施されるよう、これからも積極的に働きかけていきます。

小川議員が言われるように、県へ要望しては対応に時間がかかるので、市で対応してもらいたいとの気持ちはよく分かりますが、市道の維持管理に大きな影響が出ること、具体的には、県管理部分の草刈りなどを市が実施した場合、ほかの県道に対する同様の要望も市で対応をせざるを得なくなるため、できないことをご理解ください。

一方で、県道と市道の交差接続点での要望や課題については、県と協議の上、市で対策ができるものについては対応をしていきたいと考えています。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。大変難しい問題だと思います。おっしゃられるように、市道の維持管理に影響が出ては本末転倒でありますので、市の置かれた立場も理解いたします。しかしながら、事故が起きてからでは遅いので、とりわけ安全な通行を大きく妨げるもの、これについては、県に対して積極的な働きかけをお願いいたします。

また、県道と市道との交差点接続点にあつては、市で対応できるものについては、対応していきたいとの考え方もお示しいただきましたし、先に答弁をいただいた交通死亡事故の対応もあります。全てが難しいことは承知していますが、可能な限り安全最優先での効果的な対応を期待しつつ、次の質問に移りたいと思います。

件名3、今後の富岡前駅の土地活用についてであります。

事前に申し上げますが、これについては一般論としてご協議をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

私、先ほど申し上げましたように、交通をなりわいとしてきて、今日犬山で、その目線で何か市民のお役に立てないかということで、チャレンジをさせていただいているわけですが、せんだって、犬山市地域公共交通計画素案、これが完成をし、先月の21日までパブリックコメントも募集していたかと思ひます。その犬山市地域公共交通計画素案に示された、犬山市

に7つある名古屋鉄道の駅のうち、富岡前駅が断トツで利用者数が少なく、令和4年の数字で、年間29万2,852人、その次に少ない犬山遊園駅の41万2,796人と比べても、少ない数字であることが分かりました。日中15分間隔で電車が走り、乗車すれば犬山駅までは約3分、直通電車だと時間はかかるものの、名古屋へも中部空港へも電車1本で行ける好条件ですが、利用者が伸びない。それは早朝、富岡前の駅に立ってみると分かるんですが、本当に少ないと感じました。何とかして利用者数を増やせないものかと考えることも多いのですが、何分富岡前駅付近は市街化調整区域となっていて、基本は開発抑制をしている地域となっております。

他方、農業の関係では6月の定例議会で、郷瀬川の河川改良計画の質問をさせていただいた際、農業の水利について確認をいたしました。これからも農地を守って営農に取り組んでほしい、そういった思いもあるわけですが、高齢化や担い手不足で田畑を手離したいという声もちらほら聞こえてくるようになりました。これらを総合的に勘案しても、住民のための富岡前駅付近の発展、これについて様々な可能性について考えなければならないタイミングではないのかなと思っています。

そこで、可能性として、富岡前駅付近ではどのような開発が可能なのか、教えていただきたいと思います。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

市街化調整区域は、無秩序な市街化を抑制するため、都市計画法の規定により開発が制限されていますが、同法に基づき開発の許可が可能なものもあります。ご質問の富岡前駅付近は、既存集落と農業振興地域がある市街化調整区域になり、既存集落地域は、令和4年度より、都市計画法第34条第11号に定める条例により、指定した区域内で行う開発行為として、一部区域で住宅の建築が可能となっています。

またほかにも、同法第34条第1号の日常生活に必要な店舗、第2号の観光資源の利用上必要なものをはじめ、同条第14号まで許可可能なものが規定されています。加えて、農地法、農業振興地域の整備に関する法律といった他法令などにおいても、支障がない計画であることが前提です。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。今答弁にありました、都市計画法第34条第11号に定める、条例により指定された区域内で行う開発行為については、令和3年12月に塔野地公民館で説明会を開催していただいておりますので、記憶に新しいところでしたが、日常生活に必要な店舗ですとか、観光資源の利用上必要なものといった様々なものがあると理解をいたしました。

それでは、再質問いたします。

都市計画法第34条第1号の日常生活に必要な店舗というのは、大変魅力的だなというふう感じております。今月からわん丸君バスのダイヤ改正がありました。令和6年4月の自動

車運転者の労働時間等の基準改正の影響もあり、減便という状況であります。既に様々なご意見を頂き、私自身、いろいろ考えさせられているところです。

移動の手段の確保、これも大事ですが、それだけではそろそろ限界に達しているのかなということも感じております。歩いて行ける範囲に、日常生活に必要な店舗があれば、状況がまた違うかと思えます。地元からはスーパーがあればであるとか、ドラッグストアがあればという声も耳にいたします。

このような店舗の出店の可能性について、お伺いをしたいと思えます。再質問でお願いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

スーパーやドラッグストアなどは、分類としては、日常生活に必要な店舗であるので、申請地の規模が500平米以下かつ建築物の延べ面積300平米以下の所定の基準を満たせば、都市計画法第34条第1号で、許可が可能であります。

なお、この規模を超えるものについては、単独で立地するための許可基準はありません。

しかしながら、都市計画法の許可基準としては様々ございますので、今後も具体的な相談で提案された計画については、計画全体の内容が許可基準に適合するかの審査を行い、その可否を判断していきます。

なお、先ほどお答えしたとおり、他法令などにおいても支障がない計画であることが前提となります。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。無秩序な市街化を抑制している地域ということですので、やはり開発の基準としては厳しいものと理解しました。

ただ、答弁の中に単独で設置するための許可基準とありましたので、複合施設であれば可能性があるのかなと、憶測を膨らませております。

そこで、再々質問をさせていただきます。

この日常生活に必要な店舗ですとか、観光資源の利用上必要なものという、大変範囲が広いとも捉えられます。富岡地区を発展させていくということは、定住促進の観点からも大変重要であると思えますが、開発に関わるトラブルというものを日本全国でよく耳にします。よくあるのが、病院や高齢者福祉施設の横に葬祭貸しホールの建設計画が持ち上がるというものです。

富岡地区の住民は、かつて産業廃棄物の中間処理場を巡って問題となりました。私個人としては、地域住民が望む開発であれば、喜んで迎えたいという気持ちですが、中にはこういったデリケートなものもございます。富岡地区でまた同じようないざごは起きてほしくないなというふうに思っているわけでありませう。

一般論と申し上げたので、一般論として、要はデリケートな施設が申請された場合は、どのような判断になるのか、お教えいただきたいと思えます。再々質問でお願いします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再々質問にお答えします。

ご質問にある富岡前駅は、先ほども答弁したとおり、市街化調整区域内でありますので、いわゆる遊戯施設等については、都市計画法の許可において、これらを単独で立地するための許可基準はありません。これにつきましても、都市計画法の許可基準としては様々ございますので、今後も具体的な相談で提案された計画については、計画の全体の内容が許可基準に適合するか審査を行い、その可否を判断していきます。先ほどの答弁と同様に、他法令などにおいても支障がない計画であることが前提となります。

◎副議長（岡村千里君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。今後も具体的な相談で提案された計画については、計画全体の内容が、許可基準に適合するのか審査を行い、その可否を判断していくとのことでしたが、やはり住民本位の開発に心がけていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、富岡前駅付近の開発については、地域の将来を見据えたときに一定必要だと私も感じております。地域内を歩くと、世代交代とともに、住民の感覚も大分変わりました。多様性の時代を生きていると実感いたします。

ですので、私としては本日のところは1点のみ、制度上の課題もあろうかと思いますが、地域住民が本心から喜べる計画に心がけていただきたい。そして、市民が主人公の犬山市をつくっていく、そのことをお願いを申し上げて、私、5番、小川隆広の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎副議長（岡村千里君） 5番 小川隆広議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時54分 休憩

再 開

午後2時05分 開議

◎副議長（岡村千里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、創犬会の光清 毅です。議長から発言のお許しを頂きましたので、通告に従いまして3件の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、件名1、特定健診受診率の向上についてです。

特定健診、いわゆる特定健康診査は、メタボ健診とも言われますが、40歳から74歳までの健康保険加入者を対象として、身体計測、血圧測定や尿検査、血液検査、心電図検査などを行い、糖尿病といった生活習慣病の早期発見につながる基本的な検診であります。

特定健診を継続的に受けることは重要で、結果を見ながら健康管理を行えるというメリッ

トもあります。病気の予防に役立てれば、医療費も減らせることでしょう。また、リスクありという結果が出たとしても、保健指導を受けることで、生活習慣を見直し、改善ができるチャンスが得られます。

しかしながら、一般健診では、事業者が全ての労働者に対し、1年に1回、実施が義務づけられており、受診の機会を確保しているのに対して、特定健診では、医療保険者である国民健康保険や、健康保険組合等に義務づけがあるものの、加入者が自主的に受診するようになっているため、全国的に見ても、特定健診の受診率がなかなか向上しないのが現状であります。

そこで、要旨1、特定健診受診率の現状についてです。

今年度も今月末まで市内の医療機関で特定健診が実施されていますが、当市の特定健診の受診率の現状はどうなっているのか、また、過去からの推移はどうなっているか、合わせて県下での順位がどうなっているのか、それから、受診率の目標はどのように設定しているのか、最後に、受診率が仮に低い場合、市に対してペナルティーがあるのか、以上、質問をいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） それでは、ご質問にお答えいたします。

議員のご説明のとおり、特定健康診査は高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳の健康保険加入者を対象に、保険者が実施することとなっている生活習慣病の予防を目的に行う健康診査です。

検査内容は、国が定める基本的な健診項目として、既往症の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長、体重及び腹囲の検査、BMIの測定、血圧の測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査となっております。

犬山市の国民健康保険の特定健診受診率は、令和5年10月末では18.95%となっております。過去の実績では、令和2年度末は40.37%、令和3年度末は38.9%、令和4年度末では38.79%と、やや減少傾向にあります。

また、県内順位は、現在公表されている法定報告の令和4年度受診率で、県下38市中25位となっております。

国の第3期特定健診等実施計画で掲げる特定健診受診率の目標値は、国全体では70%、うち市町村国民健康保険は60%としています。愛知県の医療費適正化計画でも、県全体の目標実施率を70%としていますが、当市国民健康保険では、これまでの実績から、これらの目標値には遠く及ばないため、令和3年度に行った第2期国民健康保険データヘルス計画の中間見直しで、目標値を50%と設定しています。

なお、受診率に係るペナルティーについては、以前は後期高齢者支援金への加算、減算がありました。平成30年度の国民健康保険改革後、市町村国民健康保険について、保険者努力支援制度での対応となり、ペナルティーはありません。

◎副議長（岡村千里君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。特定健診受診率の目標50%に対して、受診率実績が約40%と、なかなか受診率が伸び悩んでおり、県下での順位も25位と中位以下である状況が分かりました。

そこで要旨2、特定健診受診率の向上対策についてです。

特定健診受診率を向上させるために、全国的に見ても、各自治体において、PR周知活動の充実、受診しやすい環境整備、受診者への特典付与等、様々な工夫がされております。特定健診の受診率を向上させるため、今までにどのような対策を実施してきたのか、また、今後はどのような対策を考えているか、質問をいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

受診率向上のために、これまでも様々な取組を行ってきました。

1つ目は、若い世代の受診のきっかけづくりで、初めて特定健康診査の対象となる40歳の方については、自己負担金1,000円を無料としています。

2つ目は、受診勧奨通知の工夫です。令和2年度に民間事業者に委託し、AIによる過去の受診履歴やレセプトの分析から、未受診者の傾向を分析し、対象者に合わせた受信勧奨通知を送付しました。その結果、令和2年度については、前年度比2.58%伸びております。

また、令和5年度においては、これまでののがきサイズの受診勧奨通知から、A4サイズの大きさとして、より目について関心を引くものとししました。

3つ目は、令和4年度から受診券を改良し、問診票と一体化した受診票を作成し、あらかじめ氏名や住所など受診者情報を印字して交付することにより、受診者の記入負担の軽減を図りました。

しかし、特定健診は、これまでの傾向から、40代、50代の受診率が低いことが課題となっており、この世代が受診しやすい環境をつくるのが、受診率向上の要だと考えています。

他の保険者の事例では、家族で出かけられるショッピングモールなどを健診会場にしたり、仕事が終わった夜間や休日に受診できる時間を設けたりしているところもあるようです。

今後は、そのような事例も参考に、健診委託先である尾北医師会にも相談しながら、受診率向上策に取り組んでまいります。

◎副議長（岡村千里君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。答弁にもありましたが、40代、50代の中には、健康に自信があり、仕事が忙しく、受診を後回しにしがちな方もいると思います。しかしながら、将来にわたって健康を維持し、健康寿命を延ばすためにも、40代、50代からの健康管理、疾病予防に個人として取り組むことが重要であります。そのため、一人一人が特定健診を積極的に受けるための工夫がさらに必要であると考えますので、次の質問に移ります。

要旨3、犬健チャレンジの活用についてです。

健康づくりを各個人に積極的に取り組んでもらうために始まった犬健チャレンジも、数年

たちましたが、まず最初に、犬健チャレンジの現状はどうなっているのか。そして、さきの質問で取り上げました特定健診受診者は、犬健チャレンジにどのようにエントリーすることができるか質問をいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

犬健チャレンジ事業は、愛知県のあいちマイレージ事業との共同事業であり、特定健診等健診受診率向上とともに、健康づくりの取組を推奨するためのインセンティブ事業として、平成28年度より始めた制度で、獲得したポイントにより、協力店で割引が適用されるまいかカードの進呈や、抽せんで協賛品などがプレゼントされるものであります。

直近の応募者の推移としては、令和2年度は134名、令和3年度は168名、令和4年度は198名で、若干であります。増加傾向となっております。

応募に当たっては、まず、特定健康診査や職場の健康診査、人間ドック、がん検診、歯科健康診査など、いずれか一つ以上の健診を受けることが条件となっております。

また、ポイントは、市の主催する健康づくりの教室や講座への参加、ウォーキングアプリてくてくの利用などで集めていただけます。

ポイントが50%以上となりましたら、応募者が自身で市役所、保健センター、市民健康館や各出張所、また、市内医療機関などで配布しているポイントシートや、ホームページからダウンロードしたポイントシートに必要事項を記入し、市民健康館か保健センターへ提出し、応募していただくことになっております。

◎副議長（岡村千里君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。応募者は若干増加傾向にはなっていますが、昨年度で198名とまだまだ少なく、多くの方に周知活用をされているとは言えない状況であります。

どのようなきっかけで応募されているのか、リピーターの方がどのくらいいるか等、状況をさらに分析して、応募者の増加に努めてもらいたいと指摘をさせていただきます。

ここで再質問をいたします。

現在は犬健チャレンジに応募する場合、応募者自身がポイントシートに必要事項を記入して、市民健康館か保健センターへ提出しなければなりません。特定健診受診率向上のため、健診を受診した方を犬健チャレンジに自動エントリーするようにできないのか質問をいたします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

市では、犬山市の国民健康保険の被保険者として、特定健診を受診した人を把握することはできますが、それ以外の保険者の実施する健診などの受診者について把握することができ

ません。そのため、自動エントリーするとなると、市の国民健康保険被保険者のみとなり、国民健康保険以外の健診受診者との公平性の点から、導入は難しいと考えます。

犬健チャレンジは、犬山市の国民健康保険被保険者だけでなく、全ての市民を対象としているところであり、健診受診や健康づくりへのモチベーション向上につながるよう、引き続き制度の周知方法や魅力ある特典の工夫などを行い、参加者の増加を図ってまいります。

◎副議長（岡村千里君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 公平性の点から導入は難しいという答弁でしたが、先に述べましたが、国民健康保険以外の健診では、事業者が労働者に健康診査を受ける機会を積極的に確保しており、その結果、受診率が高くなっております。

そうした状況を考慮する一方、犬健チャレンジも導入してから7年がたっていますので、できるだけ多くの方が手軽に犬健チャレンジにエントリーでき、健診に対する動機づけの一因となるように、今後の改善を期待して、次の質問に移ります。

それでは、件名2、運動による介護予防についてです。

最近、フレイル予防という言葉をよく聞くようになりました。フレイルとは、加齢によって筋力や心身の活力が低下して、健康状態から要介護状態へ移る途中の状態であることを示します。昨日の諏訪議員の一般質問に対する答弁でもありましたが、高齢者に占める要支援介護者の割合が、現在の17.2%から3年後には18.7%に増加するとのこと。加齢に伴い、多くの方がフレイル状態に陥りがちですが、生活習慣の見直しなどで予防や改善が可能です。そのためには適度な運動に取り組むこと、社会とのつながりを持つこと、栄養のある食事をとることが必要不可欠とされています。その中でも介護予防の一番のポイントは、運動の習慣化とされています。

そこで、要旨1、介護予防運動の現状についてです。

現在、市が主体となって、市内の各地域で実施している介護予防運動事業の状況はどうなっているのか、また、その事業を進めるに当たっての課題について、どのように考えているか、質問いたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

令和5年度の介護予防の運動事業としては、まず健康と要介護の中間に当たるフレイルの予防事業として、60歳、65歳、70歳、76歳のおよそ3700人に対して、市独自のフレイル自己チェック表を送付し、回答を得られた方の中から、運動機能に課題があると判定された人に対し、運動機能の維持向上を目的とした講座や教室を個別に案内しています。

また、市内老人クラブを対象にした出張健康講座11回のうち、フレイル予防や体力チェックといった運動に絡むメニューを希望するクラブに対して実施した保健師による講話と、ボランティアによる体操や握力、片足立ちなどの体力測定に220人が参加されました。

また、老人クラブ以外の高齢者を中心にした団体からの依頼を受け、11か所、延べ118人にも、健康推進課職員や市民ボランティアによる同様の出張講座を行い、各団体の要望に応

えています。

続いて、高齢者支援課では、フレイル予防スクールとして、犬山、城東、羽黒、楽田の高齢者施設において、全12回のプログラムを進めており、11月末現在で延べ364人の方が参加されています。

現時点では、地域に出向いての事業を展開しており、今後も継続してまいります。冒頭に紹介したフレイル自己チェック表の結果では、回答者の約3割に相当する400人はフレイル予備軍の可能性があり、これらの方に、講座や教室へ参加していただくことで、地域での活動をサポートする担い手の確保は課題と考えております。

◎副議長（岡村千里君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。新型コロナ感染も落ち着いてきて、市内の各地で、出張健康講座が11回、フレイル予防スクールが12回、さらに11か所の出張講座が行われ、延べ700人余りの方が参加されていることが分かりました。

ただ、今後の課題として、フレイル予備軍の可能性のある方の参加を促すことや、地域活動をサポートする担い手の確保が示されました。私も同じ見解です。

現在、地域での運動事業に対応するため、健康づくり推進員や健康づくりリーダーの方々にご尽力いただいていることは承知していますが、構成メンバーが以前と比べて少なくなっていて、高齢化をしているとのことでした。

また、市内各地で行われているサロンのような集まりにおいても、まだまだ運動を取り入れてないところは、指導者の下で手軽に効果的な運動をしたいとの要望があることも聞きます。

さらに、現在、自主的に介護予防のための運動、体操を実施している団体も市内には多くあります。そうした団体が今後も活動を継続することで、大きな役割を果たすことになると思います。

私事ですが、以前、あるグループの体操教室に参加させてもらったことがあります。最初は高齢者の体操ということで、気軽な気持ちでいしましたが、指導者もあり、なかなか本格的な内容でありました。私は日頃の運動不足を自覚することになりましたが、参加している高齢者の皆さんは、生き生きと取り組んでいて、こうした人たちが増えれば、全体の介護予防にもつながると再認識をしました。

そこで、要旨2、介護予防運動の今後についてです。

介護予防運動の今後について、運動指導者の養成をどのようにしていくのか、市内各地域の団体等から運動したいという要望に対してどのように対応していくのか、さらに、自主的な運動活動をしている団体について、どのように把握しているのか質問をいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

地域の運動に関する要望に応えるための指導者や運動普及のための人材としては、市が実施する健康づくり推進員や、愛知県健康づくりリーダーがあり、それぞれ養成講座を開講

して人材を育成しているところです。

地域の運動への要望には、健康づくり推進員や健康づくりリーダーの活用のほかに、高齢者サロンの世話人向けに市が作成しているゲスト集で、体操や健康講座などを行っていただける方を紹介しています。

一方で、地域において自主的に健康づくりのため運動を行っている団体や集まりがあることは承知しておりますが、網羅的な把握はしておりません。

健康づくりのための運動をしたいという問合せが市に寄せられた場合、希望する内容に応じて把握している範囲とはなりますが、地域の団体をご案内しています。

また、介護予防という点からは、高齢者あんしん相談センターの生活支援コーディネーターが派遣できる講師や団体の情報をご紹介するなど、地域の資源を生かした取組を行っています。

◎副議長（岡村千里君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。健康づくり推進員や健康づくりリーダーの方には、引き続き重要な役割を果たしていただくためにも、その育成に力を入れてもらいたいと考えます。

また、地域の運動への要望に対して、担当課であります健康推進課や高齢者支援課などから、指導員や講師、関係団体等を紹介していることは理解しましたが、市民から見ると、やや分かりにくい一面もあります。まずはどこかの部署で一元的に運動を通じた活動団体等を把握し、そうした地域の資源を生かして、介護予防運動をさらに進めたらどうでしょうか。

そこで、要旨3、仮称ですが、健康づくりサポーターについて質問をいたします。

これは、現在市内各地で運動を通じて健康づくりに取り組んでいる個人、団体、企業等を健康づくりサポーターとして登録、組織し、市としては情報共有、情報提供、研修等を実施して、健康づくりサポーターが地域に出向いて、出前講座等による活動をしてもらい、運動事業の一翼を担う体制をつくったらどうか提案するものです。市としてのお考えをお聞きいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

地域において、運動を中心とした活動を行っている自主的な団体には、それぞれの目的で活動しており、活動の内容も多岐にわたるものと認識しています。そうした活動が、市民の健康づくりとして、運動したいというニーズに対してうまくマッチするならば、より幅広い選択肢を提供することにつながるため、健康づくりの推進にもつながっていくものと考えます。

サポーター組織についてのご提案ですが、まずはそうした活動団体と運動したい人とのマッチングが図られるよう、連携の在り方について研究をまいります。

◎副議長（岡村千里君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。健康づくりサポーターの組織をつくることは、運動により健康づくりを進める団体と、運動したいという人とのマッチングを図るこ

とはもちろん、健康づくりサポーターの関係者が健康情報を共有し、運動効果を伝えることで、運動の無関心層を取り込むことも期待できます。また健康づくりサポーターは、運動だけでなく、健康づくりのほかの分野、例えば食生活や心の健康などに展開することで、介護予防だけでなく、健康づくり全般に寄与ができます。

そのため、今回一つの提案をいたしました。これからも運動を通じて健康づくりに関係している個人、団体等と共同で、全市的に介護予防が進むことを期待して、次の質問に移ります。

それでは、3件目、件名3、楽田地域の企業立地推進についてです。

今年の9月定例議会において、玉置議員が産業集積誘導エリアへの企業誘致についての質問がありました。質問に対して、新しい都市計画マスタープランでは、新たに産業集積誘導エリアの指定が増え、今後の企業誘致の方針について、引き続き全庁的な企業誘致の協力体制を整え、丁寧に取り組んでいくとの答弁がありました。

現在、楽田の南部地区、具体的にはエナジーサポートの南側、楽田小針及び楽田山ノ田地区において企業立地が進んでいるようで、住民の方の関心も高いので、今回さらに私からも一般質問をさせていただきます。

それでは最初に、要旨1、企業立地の現状と今後についてです。

現在の楽田地域の新たな産業集積誘導エリアの企業立地の状況はどうなっているのか。そのうち、楽田小針及び楽田山ノ田地区の状況はどうなっているのか。そして、楽田小針、楽田山ノ田地区で企業立地が進んでいる理由をどう考えているのか。さらに、この地区での企業立地の今後の見通しについて、どのように考えているのか質問をいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

市では、市内合計15か所、うち楽田地域については6か所を産業集積誘導エリアに指定し、企業立地に努めているところです。楽田地域においては、今までに楽田小針、楽田山ノ田地区において、2社の立地が決まっており、うち1社については既に操業を開始し、もう1社については工事に着手しております。また、さらに現在2社と立地についての進めているところです。

楽田小針、楽田山ノ田地区において、立地が進んでいる要因としましては、企業立地に向けた土地所有者による組合が結成されているなど、一番は土地所有者の意向調整が進んでいることが考えられ、また立地を希望する企業の条件、例えば、取引先との距離や必要とする面積等に合った場所であるということが考えられます。

この地区の今後の見通しとしましては、それぞれの企業の事情や、農業振興地域内の農用地区域での開発であるという条件の中ではありますが、さらに立地が進んでいくものと見込んでおり、しっかりと取り組んでまいります。

◎副議長（岡村千里君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。この地区で企業立地が他の地区に比べて

順調に進んでいる状況は分かりました。土地所有者の皆さんが、企業立地に理解されていることや、立地を希望する企業ニーズに合っていることなどが要因とのことでした。

合わせて、将来はこの地区を南北に走ります都市計画道路、これ犬山春日井線が、国道155号に接続することが計画されており、産業集積誘導エリアとして、さらに発展することが期待されます。しかし、一方で、心配な点もあります。

そこで、再質問をいたします。

産業集積誘導エリア内の外周部から順次企業立地が進められた場合、最終的にエリア内の荒廃地などに田などの農地が残り、工場用地と混在するような状況が発生することも予想されるが、これについてどのように考えているのか。

また、地元をはじめ、市民が働く場の確保、いわゆる雇用の創出については、現在どのように考えているのか質問をいたします。

◎副議長（岡村千里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

さきの9月定例議会の玉置議員の一般質問でもお答えしたとおり、都市計画マスタープランにおいて位置づけている産業集積誘導エリアは、全てが農業振興地域内の農用地区域であり、この区域からの除外が企業立地の前提となります。

この手続には一定のルールがあり、道路に接した農地等から開発されることとなりますが、背後地として農地が残る状況は、一団の農地としての連続性が分断された状況となる場合も多く、残される農地の効率的な耕作に支障が生じるおそれがある計画は、農振除外のルールにそぐわないものとなります。

しかしながら、立地を希望する企業においては、事業に必要な面積だけを取得する計画とすることから、場合によっては、計画地周辺に農地が残ることも想定されます。市としましては、開発の計画を策定する相談段階において、農振除外のルールや周辺農地への影響回避の観点から、極力、背後地に農地が残らないよう、関係者と調整してまいります。

次に、市民の雇用については、第6次犬山市総合計画の基本構想、犬山市都市計画マスタープランの都市づくりの方針に位置づけられており、安定した市民サービスの提供、定住促進につなげるために取り組んでいかなければならないことと認識しております。

市民の雇用機会を増やすためにも、新たな工場の立地は必要不可欠と考えておりますので、引き続き産業集積誘導エリアへの企業立地を進めていきたいと考えております。

◎副議長（岡村千里君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。産業集積誘導エリア内に農地が残らないように、一団としてエリア構成ができることが、都市計画マスタープランの目指すべきまちの姿でありますので、今後の展開を見守っていきたいと考えます。

また、近くに働く場ができることは、今、住んでいる人はもちろんのこと、定住促進にもつながります。ぜひとも力を入れてもらいたいと指摘をしておきます。

それでは、次の質問に移ります。

さきの質問でも少し触れましたが、エリアとして立地する場合、企業が自らの費用で、道路や水路などの改修が必要になることがあります。この地区は他の地区と比べても面積が広く、その可能性が高いと予想されます。ほかの自治体では、既にそのような場合、改修費用の一部を支援する制度を設けているところもあります。

また、企業立地において、雇用の創出、市民の雇用は今も言われたとおり、総合計画や都市計画マスタープランにも位置づけられた重要なポイントであることも答弁でありました。

既に企業立地に当たって、地元住民を雇用することについて、奨励金を出している自治体が、私が調べたところで、県下で17市町と多くあり、近隣市町では、江南市、岩倉市、春日井市、扶桑町が実施しております。

そこで、要旨2、新たな支援策についてです。

当市においても、これらの新しい支援策を導入する考えはないか、質問をいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

企業立地を推進するための支援策については、全国の自治体がそれぞれ独自に準備し、競争している状況です。当市においては、先にもお答えしましたとおり、現在の仕組みの中で順調に企業立地が進んでいると判断しており、議員ご指摘のような具体的な新たな制度を作る予定は今のところありません。

また、産業集積誘導エリアを指定し、市街化調整区域での企業立地が開始してまだ10年程度しか経過していないため、既に立地していただいた企業とのバランスを考慮すると、現時点ではまだ新たな制度を作るタイミングではないと考えます。

ただし、今の状況がずっと続くとは限らないため、愛知県が企業立地のため、毎年、東京と大阪で開催している産業立地セミナーに参加し、県内各自治体の取組について情報を集めるとともに、セミナー参加企業から直接意見を聞くなどし、状況に応じて次の手が打てるよう備えています。

市としましては、市民に対して良質なサービスを提供していく上で、雇用の創出、自主財源の確保は必要不可欠で、そのために企業立地の取組が重要であることは十分認識しており、引き続き、全庁的な企業立地の協力体制を整え、丁寧に進めてまいります。

◎副議長（岡村千里君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。今のところ順調に企業立地が進んでいることや、立地企業間のバランスから、新たな支援策は考えていないとのことでした。

しかしながら、今後、自治体間の企業誘致競争がさらに厳しくなることが予想されますので、今、追い風に乗つつある間に、次の一手を考えておく必要があることを指摘して、私の質問を終わります。

◎副議長（岡村千里君） 4番 光清 毅議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後3時まで休憩いたします。

午後2時47分 休憩

再 開
午後 3 時00分 開議

◎副議長（岡村千里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。1 番 丸山幸治議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

1 番 丸山幸治議員。

◎1 番（丸山幸治君） 1 番の丸山幸治です。議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして3件の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1 件目ですが、9月21日の午後8時ごろ、羽黒の鳳町のマンションで、外壁塗装のために組んであった足場が崩れ、20台もの車が被害を受けたと広くニュースになりました。竜巻ではなく突風だったということでしたが、今までにない突然の災害でありました。そのマンションの足場以外にも多くの羽黒地区の家屋に被害が出ました。ガラスが割れた、瓦が飛んだ、屋根が剥がれた、看板が曲がった、そういった様々な被害があったと聞いております。

それでは、質問の要旨の1つ目でございます。市が把握している範囲で、この9月21日の突風の被害の状況について教えてください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

9月21日夜に、大口町から本市羽黒地区にかけて発生した突風により、市に報告があった被害の件数については、屋根の破損等、住家の一部破損が19件、倉庫や看板等、非住家の破損が7件、車両等への被害が5件の合計31件の報告がありました。このうち、屋根の破損があった5件の方には、ブルーシートを支給しました。

なお、人的被害は報告されておられません。

◎副議長（岡村千里君） 丸山議員。

◎1 番（丸山幸治君） ありがとうございます。ちょうどあの突風の前後には雨が降っていたので、屋根が壊れた方は雨漏りもあったと思います。ブルーシートを支給された方が5件もいらっしゃったと聞き、改めてひどい災害だったんだなと思います。

さて、この今回の突風で家中の窓ガラスが割れ、瓦が飛び、屋根が壊れ、雨漏りをするなど、見るも無残な状況になったという被害に遭われた方から、直接いろいろお話を聞く機会がございました。

修理などをいろいろと早急にしなきゃいけないということで、その中で、犬山市のほうに災害見舞金などを問い合わせたそうですが、そこで提出させていただいた資料のとおり、今犬山市の災害見舞金の支給基準は、半壊以上ということでして、半壊までは至らないとして支給を受けることができなかったということでもございました。

質問の要旨2でございます。

なかなか半壊というのはハードルが高いということでございますので、9月の羽黒地区の突風の被害に遭われた方々、これからこういったことの起こることを想定しまして、被害救済の幅を広げるため、災害見舞金の支給基準を半壊から準半壊に下げられないでしょうか。例えば全壊は5万円、半壊は3万円となっておりますが、この下に、準半壊として1万円というような、そういった追加はできないでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

犬山市災害見舞金支給制度は、平成12年に発生した東海豪雨を機に、居住する住居が自然災害により著しい損害を受け、居住のための基本的な機能を喪失した場合に、居住者の生活を一時的に支援するために制定されたもので、被災者の支援範囲は、住居が全壊または流失したもの、半壊したものに加え、床上浸水により、住居が日常生活に支障がある状態にあるものとしています。

さきの突風被害における本制度の支給状況ですが、丸山議員からご案内のありました方を含め、被害の状況が、本制度の被災者の範囲に該当する方がいなかったことから、支給についてもありませんでした。

議員ご指摘の、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満となる準半壊まで、被害対象の基準を下げることについては、本制度の趣旨が、自然災害で住む場所を失った方に対し一時的に生活を支援するために支給するものであることや、国や県の被災者生活再建支援制度に照らして、支援の対象となる住家の被害基準は半壊以上と定めていることなどから、考えていません。

しかしながら近年、自然災害の発生頻度が高まっていることなどから、国や県の動向を注視しながら、時勢に合った災害支援制度について情報収集を行うなど、研究は進めてまいります。

◎副議長（岡村千里君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。その被害に遭われた方が市に問い合わせた後に、大変残念な思いをしたというふうにおっしゃっておいりました。何か市として温かい見舞金以外であっても、そういった方に温かいサポート、何か考えていかなければいけないと思います。ぜひ研究のほうよろしくをお願いいたします。

それでは、質問の2件目です。消防団のアプリについてです。

最近、消防署の方から、消防団活動支援アプリというものの導入に向けた説明会などが通知され、導入に向けた準備が進められております。パンフレットは資料のような機能を説明してございまして、その内容から読み取れるのは、GPS機能を利用した現地到着者の把握、あとは連絡方法としての機能、各分団からの報告などがアプリでできるというような、そういったことだと認識しております。

ただ、消防団の中では、特にこれまでのやり方に何ら支障も不満もなかったという方も多

く、今までどおりでよいのではとか、あと本当に何十万円の税金を使ってやるほどのメリットがあるのかとか、あとは新しい防護服やホースというもののほうを優先したほうがいいんじゃないかというような声もちらほら聞こえてまいります。

そこで、質問の要旨1でございます。このアプリの概要と、導入の経緯について教えてください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

アプリの導入経緯は、令和5年度犬山市職員提案事業において、若手消防職員から消防本部と消防団の業務改善の一環として、アプリの導入の提案があり、市長から団員の承認を得ることを条件に提案が認められたものでございます。

導入に係る経費としましては、団員1人当たり月額330円で、年間に70万4,880円が必要となります。

なお、初年度につきましては、国から補助金で9割以上の補助を受けることができます。

このアプリは消防車両を製造しております株式会社モリタと、アプリを開発した株式会社タヌキテックが、令和4年12月から全国的に販売を開始した、まだ新しいものでございます。そのため現在は、全国的にも導入実績が少ないものとなっております。

このアプリを導入することで、かねてより消防団から上がっておりました災害時に消防団で使用できる情報伝達ツール、全ポンプ車の位置の把握、災害状況の共有といった要望に応えることが可能となります。

また、消防本部としても、出動報告をデジタル化することにより、事務作業量や人的ミスの減少につながることを期待しており、今後、実証実験を経て導入するか決定をしたいと考えております。

◎副議長（岡村千里君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） 答弁ありがとうございます。現在LINEやGPS機能のある地図のアプリなどを使って、今やってるわけですが、そういった最先端の技術でより効果的になればいいなと思います。

質問の要旨2です。これは実際に私の所属してる分団の中で出てきた疑問点についてお尋ねさせていただきたいと思います。

今一つお答えいただいたんですが、ポンプ車の位置情報、火事場に着いて一番最初にみんなが自分の分団のポンプ車のところに行くということで、位置情報というのは非常に大事だと思うんですが、そういった情報は共有できるのかということと、また、あと、うちの分団にもいらっしゃるんですけど、スマホを持たない方もいらっしゃると、そういった方については、どう対応するのか。

または、結局、そういうスマホを持たない方とか、そういった方がいる場合に、今までどおりの紙の報告も合わせてするというような二度手間になるようなことはないのか。また、あとはGPSの機能でプライバシーに対する心配という声もございました。

以上についてのご答弁をお願いいたします。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

ポンプ車の位置については、消防車を操作する団員のスマートフォンを利用して、アプリ内に表示することができます。スマートフォンを所持していない団員の方はアプリを使用することはできませんが、火災等の災害指令はこれまでどおり登録されたメールアドレスのほうに届けられます。

災害出動時にスマートフォンを持っていない場合であっても、他の団員の出動については分団長や事務局で代理報告することも可能です。また、報告は災害現場で行うことができ、これまで災害収束後に車庫に戻ってファクスによる出動報告をしておりましたけども、この手間が一切なくなります。アプリによるGPS情報の取得は、災害発生後、各団員が出動の登録をした時点から、災害が収束し、解散した時点までとなっております。出動の登録をしない場合や、災害が発生していないときに、事務局でGPS情報を取得することができないシステムとなっており、プライバシーには十分配慮した形となっております。

◎副議長（岡村千里君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。期待したいと思います。ただ、税金を使う以上、固定化していくのではなく、しっかり効果を評価して検討していくようお願い申し上げます。

それでは、続きまして、3件目の質問に移らせていただきます。市の設置する看板の扱いについてでございます。

市内の立て看板が毎年新設されるのをよく見ますが、一方で、古いものがなかなか撤去されないように感じております。同じ場所に幾つあったりもします。効果的なものもあれば、効果の疑問のあるもの、また逆に視界を狭めたり、小さな子とその影に入っ見えにくくなってしまふんじゃないかというようなものもあるように感じます。

そういった看板を新設していくことは大切なのですが、新設と並行して、古いものについての効果を検討して見直したり、有効期限を定めるなどで撤去していくということも必要ではないかと思えます。

市の設置する看板について、どのような管理をしているのかお教えてください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

市が設置した看板については、原則看板を設置した担当課が適正に管理をしていくこととなっております。例えば、道路占用等の許可申請が必要となるものは、専用の更新タイミングにおいて現地確認し、必要に応じた修理等を行っています。

また、平成29年度からは、全市的な取組として、毎年11月を看板等点検強化月間とし、公

共施設案内看板台帳の作成を推奨するとともに、点検時におけるチェック項目を例示し、各所管課において、看板内容の確認や劣化状況等を確認点検することとしています。

しかしながら、市内には土木要望やPTA要望などにより設置した看板が相当数存在し、1か月ではとても点検できない場合もあります。そのため、点検地区を分けるなどし、複数年度にわたり計画的に点検を進めていくことで、順次、老朽化した看板や文字が読みにくいといった不具合のある看板を洗い出し、積極的に取り替えや修繕を行うことで、看板の適正管理に努めていきたいと考えています。

◎副議長（岡村千里君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。資料の写真のように傷んだ看板をたまに見かけることがございます。大体、人の家の前などではなく、傷んでいても誰も困らない、余り目立たない、そういった場所に残っているような感じを受けております。そういったものは誰もわざわざ撤去を要請する必要がないというか、しない、されないことが多いと思います。

また、草刈りなどでそういったもののそばを通った人も、犬山市とか犬山警察署と書かれているので、やっぱり触るわけにもいかないし、勝手に捨てるわけにもいかないというようなこともあると思います。

こういった傷んだ看板の撤去を進めるために、市としてできること、どういうことをしていくのかというお考えを教えてください。

◎副議長（岡村千里君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

市が管理する看板で、看板等点検強化月間における点検時に老朽化が確認された場合については、担当課において修理を行うか、地元の意向を確認した上で撤去または更新を行っています。

しかしながら、先ほどもお答えしましたとおり、看板の数が多く、単年では点検しきれず、複数年にまたがり点検を行っているものや、過去に設置されたもので、担当課が把握しきれないものなどが傷んだまま放置となっている場合も想定されます。そのような看板を発見された場合、まずは市役所にご連絡いただければ、修理や撤去または更新などの対応を行っていきたいと考えています。

◎副議長（岡村千里君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。こういう傷んだ看板があったときに、市に連絡すれば、撤去または修理につながるんだなということを、広く知らしめるような広報をまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

◎副議長（岡村千里君） 1番 丸山幸治議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日7日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（岡村千里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎副議長（岡村千里君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時19分 散会